

杉戸ものがたり  
(1)

深井滋男編

## 目 次

貝塚のつくられたころ	1
米づくりのはじまったころ	5
古墳のつくられたころ	7
奈良、平安のころ	10
鎌倉、室町のころ	12
江戸のころ	16
町の開発	16
村高と支配者	17
農民の統制	22
村のしくみ	24
年貢	27
土地売買の禁止	30
作付制限令、分地制限令	31
宿場と街道	32
農民のくらし	35
村の神と家の神	37
念仏講、社寺参詣	39
往来手形	41
力石	42
往来手形（読み下し）	43
町の俳壇	44
盆踊り	46
農事暦と年中行事	48
六斉市	60
河岸	62
用水	64
水害の歴史	74

助郷	7 8
治安維持と八州様	8 0
鷹場と村	8 4
農具考	8 7
農民の教育	9 4
寺子屋、恭儉舎、豊秋教舎、和算	
人の一生	1 0 2
芸能	1 1 2
茨島の神楽、大塚の神楽	
幕末のころ	1 1 4
明治のころ	1 2 0
新しい町村のしくみ	1 2 0
新しい教育	1 2 4
地租改正	1 2 6
郡役所	1 2 8
あしがき	1 3 2

## 貝塚のつくられたころ

みなさん、鷺巣の正明寺の境内に白く露出している貝がらを見たことがありますか、ここは、町の歴史散歩のコースにもなっています。

また、ふるさと歩道のコースでもあります。おりをみてお出かけになるとよいでしょう。

特に雨上がりには、白片がくっきりと浮かびあがります。

これは、大昔の人びとが食べた貝がらで、このころは、狩りや魚とりや、木の実をとることによって生活しました。

この辺りは貝塚といって、貝がらや鳥・獣・魚などの骨や不用なものを当時の人びとが捨てた、ごみ捨て場のようなところでした。

また、貝塚の近くには、そのころの住居跡もあって、当時の人びとのくらしぶりや、文化を知ることができます。

この付近からは約12000年前の石器、目沼貝塚からは、約7000年前と考えられる土器の破片や住居跡が確認されました。

そのころの人びとは、土器を作ることを知っていました。

それは、「縄目」の文様のある黒茶色の土器なので「縄文式土器」とよばれました。

土器は、さまざまな様式を持っていました。考古学者はその様式を基にしてこの1万年間を「縄文時代」と名付け次の6期に区分しました。草創期（12000年前～9000年前）、早期（9000年前～6000年前）、前期（6000年前～5000年前）、中期（5000年前～4000年前）、後期（4000年前～3000年前）、晩期（3000年前～2300年前）。

貝塚は、鷺巣・目沼の外に宮前・木津内に分布しています。

さて、そのころの杉戸町付近の地形はどんなだったのでしょうか。

地球は、長い歴史のなかで温暖期・寒冷期を何度か繰り返して、

そのたびに当地域は海になったり陸になったり幾度か変わりました。

1万2千年前頃になると再び温暖期になり、氷河は溶けて海進が始まりました。海水は下総台地と大宮台地にはさまれた沖積平野の奥まで侵入し、縄文前期の杉戸・栗橋付近は全くの海で、その北端は栃木県藤岡町までも続いていた。この海は奥東京湾とよばれました。

町の西部に位置する宮代町の台地は、半島のように突き出っていて、海岸線は久喜・白岡方面へ延びていました。そして上杉戸、高野一帯のやや高いところは、島になっていたようです。

また、県南の沖積平野は遠浅の海で、魚貝の養殖に適していましたから、採集を主要な生活手段とした縄文人にとって、この海沿いの台地は、くらしよいところになりました。

泉地区の台地周辺も、このようなところであったのでしょう。

さて、縄文人のくらしぶりなどを、ちょっとのぞいてみませんか。

「縄文人は、海や川のそばなど水の便のよい、そして日あたりのよい岡の上をえらんで、竪（たて）穴住居をつくりました。竪穴住居はまず径を5、6軒ぐらいに地面を50軒ぐらい掘りさげます。雨が降っても水が流れこまないように、床のまわりに水はけの溝を掘り、柱をたて梁（はり）をかけ、草で屋根を葺きました。

このころは、道具（石器や土器や骨角器）が発達したといっても、衣・食・住はらくになったわけではありません。不漁のときもあり、あらしや雨がつづいて、たくわえのなくなるときもありました。

人びとは、いく家族もあつまって共同で仕事をしたり、たすけあわなければ生きていけません。

こうして5～6軒から数10軒ぐらいが、同じ場所に家をつくって住みつくようになりました。

生きていくために、いろいろなことをみんなですうだんしました。漁や、狩りや、食物や衣服をつくることも、いっしょにやりました。

そうすることにより、ものをとり加工する知識が、どんどん進んでいきました。

骨や、角でつくった釣り針や、もり、魚をとる網、石のおもりなどを、作ることが出来るようになりました。

また、大きな材木をくりぬいて、丸木舟をつくり、沖へ出てカツオやイルカなどを、追いかけるようになりました。

(参考、日本の歴史第1集 国文社)

縄文時代の後期・晩期になると、縄文人の姿は町内から消えてしまいました。

きっと、生活環境が変わってしまったのでしょう。

そのころ気候は再び寒冷期となり、海退（海進の反対に、海水面の低下すること）がはじまりました。後期・晩期になると海退は更にすすみました。

杉戸町域が海面に浮上するのも、そう遠いことではないでしょう。

これまでの発掘調査（杉戸町教育委員会）で、次のようなことがわかりました。

#### 目沼貝塚（前期）

貝類では、ハマグリ・ハイガイ・サルボウ・マガキオキシジミ・マテガイ・ヘナタリ・オオノカイなどと若干の獣の骨、および土器の破片多数、石器類では石さじ1点、石のやじり1点が発掘され、住居跡2戸が確認されました。

#### 木津内貝塚（早・前・中期）

貝類では、マガキ・シオフキガイ・アサリ・ハマグリ・ナミマガシガイ・ハイガイ・サルボウ・アカニシなどと土器の破片多数、住居跡3戸が確認されました。

また、宮代町には前原遺跡（約14000年前～3500年前）・山崎遺跡（約13000年前～3500年前）、身代（このしろ）神

社遺跡（約7000年前～6000年前）・西光院貝塚（約4000年前～3500年前）などが確認されています。

（参考、広報みやしろ、宮代町歴史散歩）

参考、 杉戸町歴史散歩

歴史読本・再現古代人の智慧と生活

新人物往来社

縄文式土器と6期区分及び年代

国立歴史民俗博物館

日本の歴史（1）

小学館

## 米づくりのはじまったころ

下高野の永福寺の由来を記した『龍燈山傳燈紀』は、

「景行天皇（71-82）の御代 日本武尊が、東夷征伐の帰路当地を御通過のころは、真々（まま）の入江の一小島で尊は入江を渡らせられ、この島にご上陸なされて、東西に対峙する富士、筑波の両峰の山裾までを見晴らす、景色をお誉めになって、”高い野”と仰せられました。それから、この地を”高野”とよぶようになった。」と記しています。

およそ1900年前の、下高野付近の景観です。

まだ、町の大部分は海中に沈んでいました。

弥生時代中期の前半のころです。

このころようやく、関東にも稲作農業がはじまりました。

稲作農業は縄文晩期（2300年前）ごろ大陸から、北九州に伝わりました。そして西日本にひろがり、やがて東へと伝わってきました。

この時代は、弥生時代とよばれました。

海退は、その後も進み弥生時代の後半（1600年前）には、春日部市の低地まで、後退したと考えられています。

さらに、上流から土砂を運んだ、古利根川、旧渡瀬川、元荒川などの諸河川は、乱流し土砂を堆積して、陸化を早めました。

杉戸町域は、ようやく浮かびあがりました。

しかし、とうてい人の住めるような、状態ではなかったようです。

町内では、海退による陸地造成がさかんで、人びとのくらしをこぼんでいたころ、米づくりをはじめた人びとは、どんなくらしをしていたのでしょうか。

「集落は、岡の上からはなれて、田んぼのそばにつくられました。しかし、米づくりだけでは、まだ生活していけないので、狩りやサカナとりなども、あいかわらずつづけていました。

農業が発達して、灌漑がおこなわれ、用水路が谷口をせきとめてつくられました。

水田はひろくなり、集落は大きくなりました。

その中から工事を指導したり、集落のとりしまりや、神のまつりごとをおこなう指導者がうまれました。

その住居は、ほかの人よりもりっぱなものでした。

農工具の石器（ほうちょう・かま）や木器（くわ・すき・きね）、武器や祭具の青銅器・鉄器・弥生式土器などの道具がつくられて、金石器併用の時代でした。」

（参考、日本の歴史第1集、国文社）

西の方には、邪馬台とよぶ国があって、大陸とさかんに交易をしていました。

町内には、この時代に該当する遺跡はいまのところ確認されていませんが、最近目沼地区の遺跡からこの時代の石の矢じりが一点出土しました。

この付近には、春日部市大字谷原新田字大沼に、弥生中期と考えられる「谷原新田遺跡」が確認されています。

米づくりは、もうすぐそこまできていました。

そのころ、古利根川は大河であり、小湊付近から、古隅田川筋を本流として、流れていたようです。

参考、埼玉県の歴史  
埼玉叢書（3）  
杉戸町の歴史

小野文雄著  
稲村担元編

山川出版社  
図書刊行会  
杉戸町史編さん室

## 古墳のつくられたころ

かつて、目沼地区には99塚と称された塚（古墳）が、無数にあったと伝えられています。

いまでは、都市化の波におそわれて、これらの姿をみることはできませんが、ただ一つ残された浅間塚古墳に、往時の面影をしのぶことができます。

古墳は、古代人の生活のあとです。

これまでの発掘調査で、目沼地区には前方後円墳2基、円墳18基が確認されました。

また、出土品の主なものは直刀、土師器、須恵器、金環などで現在は、大宮市の県立博物館に、陳列されています。

木野川の古墳は小規模の円墳で、古墳時代後期の群集墳と考えられていて、現在9基が、わずかに墳丘をとどめています。埴輪などの出土は伝えられていません。

古墳は、土を高く盛りあげた大きな墓のことで、3世紀のおわりごろか、4世紀のはじめごろにつくられて、7世紀ごろまでつづきました。

この時代を古墳時代といって、前期（3世紀末～4世紀後半）中期（4世紀末～5世紀末）後期（6世紀はじめ～7世紀後半）と3期に区分しました。

古墳は、当時の豪族が力をしめすために、つくったといわれています。

町内で最も大きい古墳は、目沼2号古墳の全長43mのものですが、

また畿内には、全長450mを越す巨大な古墳もありました。

目沼、木野川古墳群は、後期と考えられていて、この時期の墳墓は小規模化され、群集墳、横穴墓が盛行し、地方官吏、有力農民の家族

墓的性格を帯びてきました。

このころは、台地から低地へと人びとが移住し、生活圏がひろがったといわれています。

昭和48年と56年に埼玉県遺跡調査会および、同県埋蔵文化財調査事業団による発掘調査が、下総台地の目沼古墳群から、約1キロメートルはなれた上椿、下椿地区でおこなわれました。

この地域は、中川低地とよばれる沖積地で、旧渡良瀬川の河道付近にあたります。

この調査からは、古墳時代後期の住居跡が確認され、多数の土器も出土しました。なかには前期ごろとみられる、土器と住居跡もありました。このことは、この地域の開発がここまでさかのぼることを示します。

また、同時期（昭和46年～49年）におこなわれた、県の遺跡分布調査では、町の西端部にあたる下野地区に、古墳時代後期と考えられる、遺物の散布が認められたと報告されています。

ここは、古利根川の自然堤防上にあたります。

開発の地域は、東部から西部へとひろがりました。

古墳からは、ハニワとか鏡、剣、よろい、馬具、それからまが玉のついた首飾りなどが、見つかることがあります。

特にハニワは、古墳のまわりにたくさん並べられています。ハニワには土管のような形の円筒ハニワから武人、農夫、笑う人、踊る人、馬や鳥、それに家などがあって、そのころの人びとの生活を、知るのに役立ちます。

このころ、土器をつくる新しい技術が、朝鮮から入ってきて、1000度以上の熱で焼いた、堅い質の須恵器が発達しました。

その器の形も用途にしたがって、杯（つき）、さら、つぼ、わん、高杯（たかつき）かめ、よこべなどいろいろなものが出来ました。

また、木器・金属器の製作技術が進歩し、農具なども鉄製のものが使われるようになりました。

そのころの、食生活を見てみましょう。

米が主食であったと考えられますが、畑作も一部におこなわれ、ヒエ・アワ・ムギなども栽培されて食糧とされ、アズキ・ダイズなどの豆類もつくられました。

ことに山地のムラの人びとの間には、畑作が多くなりました。

雑穀、豆類のほかには、マクワウリなどのウリ類や、モモ・クリなどの果物や、野菜も好んで食べました。

しかし、この時代も山野にすむイノシシやシカ・ウサギなどの獣や鳥や、海や川や池沼の魚や貝などもとって、食糧にしていたことはいうまでもありません。それらを手に入れる方法も、金属器の発達などで、かなり進歩していました。

このころは、もう米は上流階級の独占するところとなり、農民が自ら作った米を自由に食べることのできない、社会になっていました。

また、衣服をハニワで見ると、盛装した男女は上衣と下衣を分け、男子は衣（きぬ）と褌（はかま）、女子は衣と裳（も、「ロングスカート」）をつけています。上衣は、男女とも筒袖、左前あわせにし上下2か所を紐で結び、腰には帯（ベルト）をしめることが多い、男子は、褌の膝下あたりも紐で結んでいます。これに対し、農夫など身分の低い人物ハニワには、はっきりした衣服の表現は見られません。

#### 参考

日本の歴史（1）読売新聞社。別冊 歴史読本 再現古代人の智恵と生活、日本の歴史（1）中央公論社。古墳の謎 暁教育図書。  
杉戸町目沼遺跡、目沼8.9号墳、（杉戸町教育委員会）上椿遺跡発掘調査報告書（埼玉県遺跡調査会）

## 奈良、平安のころ

古代の高野（上杉戸・下高野・下野・上高野一帯）付近について永福寺縁起の『龍燈山傳燈記』は、

「古代の高野付近は、大島または八島とよばれた島で、島の名は、日本武尊が『この島は、大八洲（おおやしま）に似た大島なり』と仰せられた故事による」と記しています。

そして「奈良時代のはじめ、元明天皇の和同3年（710）に、下総国から孔王部堅（あなおべのかたし）が、一家50人を引き連れて移住し開発した」と伝えています。

この時代の杉戸地方は、下総国の人びとによって開発されたので、下総国に所属していました。

下総国は、葛飾・千葉・印旛・香取・海上（うなかみ）・匝瑳（そうさ）（以上現在の千葉県）・埴生（はにふ）・相馬・猿島・結城・豊田（以上現在の茨城県）の11郡に分けられ、当時としてはかなりの大国でした。

郡の下には、50戸を単位とした郷が設けられました。

10世紀ごろつくられた『和名抄』によると、葛飾郡には度毛（とも）・八島（大島）・新居・桑原・栗原・豊島・余部（あまるべ）・駅家（えきえ）の8郷がおかれました。

その境は、北は栗橋・杉戸の辺りから千葉県関宿におよび、南は旧東京府南葛飾郡全域にわたり、東は千葉県船橋市にいたるまでの、地域といわれています。

この8郷の内八島（大島）郷は、傳燈記記載の「大島または八島」といわれる高野付近と考えられています。

前記（46年～49年）の分布調査によると、この付近に奈良・平安時代と考えられる、遺物の散布が確認されました。

当時すでに人びとの生活が、この地方にはじまっていた。

大島郷には、甲和里（かわわのり）・嶋俣里（しままたり）・仲村里（なかむらり）の3里が置かれました。

奈良の正倉院に日本最古の戸籍が、残されています。

その中に「下総国葛飾郡大島郷戸籍、養老5年（721）、甲和里戸主孔王郡小山 年令48才（以下略）」と孔王部を名のる人びとが見られます。

また、桑原郷について、『下総国旧事考（清宮秀堅著）』は、

「桑原郷は、本郷・堤根両村の内とし、本郷は桑原本郷の省けるなるべし堤根に桑崎・桑塚の地あり桑原郷の名残ならん」とし、さらに「大島郷甲和里は兵部式（東海道）河曲（かわわ）にて、杉戸駅西に上・中・下川崎・東・西大輪等の村あり、その名残ならんいまの杉戸宿は、河曲駅の移れなるべし」と考察しています。

この当時は古利根川が下総国（杉戸側）と武蔵国（宮代側）の国界で、下総国は東海道に武蔵国は東山道（宝亀2年東海道に所属変更）に所属しました。

『旧埼玉県史』は、この東海・東山の2道を結ぶ道が上杉戸・高野地区に通じていたと推定しています。

また、さきの目沼地区及び椿地区の遺跡調査ではこの時期の遺構・遺物が確認されました。

そのころの生活といえば、あいかわらず4、5間四方の竪（たて）穴住居に住んでいました。

わらの寝床のわきにはカマドがありました。

米は税にとられて、ムギやアワ・ヒエなどが主食となり、野山のワラビ・ヤマノイモ・セリや木や草の若芽などを食べていました。

またイノシシやウサギ、鳥・魚などもだいじな食糧でありました。  
参考、埼玉叢書（3）、三郷の歴史、武蔵野むかしむかし（河出版）

## 鎌倉、室町のころ

下高野の永福寺の山門近くに、「西行法師見返りの松碑」が建っています。傍らには、何代目かの松もあります。

文治2年（1186）西行法師は、奥州への旅の途中当地で病に倒れ村人たちの手厚い看護をうけて、半年逗留したといわれています。

今からおよそ800年前のことです。

そのころ、高野地区には人びとの生活が営まれ、賑わいをみせていたようです。

碑の前に、鎌倉街道中の道といわれた、道が通っています。

この道は、北進すると幸手へ出ます。また南は満願寺橋を渡り宮代町へ出ます。

かつて、古利根川が高野川とよばれ、大河であったころの「高野の渡し」は、下総国と武蔵国を結ぶ、重要な渡しでありました。

おそらく渡しは、この付近にあったのでしょう。

さて、古利根川沿いの杉戸・清地・堤根・本郷一帯の地域は、自然堤防を利用して、早くから人びとの生活が、営まれたといわれています。

上杉戸には鎌倉街道が通じ、当時は下高野・上杉戸付近が杉戸町の中心でありました。

清地の来迎院は、鎌倉時代の正治元年（1199）に、領主下河辺庄司行平の、建立と伝えられます。そのころ杉戸町一帯は、行平の所領下にありました。

この時代の史料としては、板石塔婆があります。

板石塔婆は、緑色の板状の石に梵字や、建立の年代が刻まれているもので供養を目的として、鎌倉時代から室町時代にかけて、さかんに造られ中世の社会、文化を知る貴重な史料であります。

堤根の馬頭院には、杉戸町で最古の、文永7年（1270）記銘の板石塔婆があり、ついで北蓮沼の服部家には、建治3年（1277）と、弘安元年（1278）同11年（1288）記銘があります。

杉戸の宝性院と遠野の無量院には、正応5年（1292）記銘、倉松の延命院には永仁（1293～93）、鷺巢の鷺神社には永仁7年（1299）とつづきます。これらは鎌倉時代中期のものです。

杉戸町の板石塔婆は、現在155基発見されていますが、東地区は57基と多く、全体の37%を占めています。

古い時代の渡良瀬川筋は、幸手市権現堂で分流し、一方は現庄内古川筋、もう一方は神明内・平須賀（以上幸手市）・遠野・佐左衛門・並塚・才羽・北蓮沼・堤根を曲流しながら南流し、本郷あたりで古利根川へ合流していた形跡が、その自然堤防の発達状態から認められます。

東地区の板石塔婆は、この流路跡に分布しています。

この流路筋に、つくられた自然堤防上の遠野・北蓮沼地区に早くもこの時代の集落が営なまれていました。

先の椿地区の調査では、下椿には鎌倉時代、上椿には南北朝～室町時代の板石塔婆が発見されました。

さて、鎌倉時代になると農業技術が、飛躍的に進歩したといわれています。

まず農具では、耕作用のくわ・すき・からすきや刈り取り用の鎌がありました。これらの農具は古代より使れていましたが、多くは木製や粗末な鉄製で、耕作や刈り取りの能率は低いものでした。ところが鎌倉時代になると、農具専門の鍛冶職人が現れ、安い工賃で請け負いましたから、領主ばかりでなく一般農民も、鉄製の農具を使うことができるようになり、耕作の能率は飛躍的に向上しました。そればかりでなく、農業に牛馬を利用することも多くなりました。

とくに耕作には牛を使う場合が多く、馬は肥料や収穫物の運搬に使われていたようです。

また、灌漑についても用水池をつくったり、水車を用いたりしました。

しかし、これらの進歩以上に鎌倉時代の農業を代表するものは、麦を裏作とする二毛作でした。

二毛作は、はじめ畿内や中国地方で行われていましたが、次第に全国的に普及し一般化したようです。

この時代に、何故二毛作が可能になったのでしょうか。

それは肥料の工夫があったからで、「刈敷（かりしき）」といわれる堆肥や草木を焼いてつくる草木灰、それに人糞尿が用いられるようになりしました。

二毛作にしる二期作にしる、同じ土地で一年に二度作物をつくるには、土地を肥えさせるなど、それなりの肥料の工夫が必要でした。

中世の時代は、「合戦の時代」であったといわれます。

戦国時代になると、後北条氏、古河公方足利氏といった二つの勢力があり、互いに鎬を削っていました。

高野城主藤堂氏が、幸手城主一色氏に攻められて、落城したのは、応永6年（1399）と伝えられています。

このような戦いが行われていて、何もかも不自由なことばかりでした。

そのころの食事は、二食制が普通でした。農民の食事はいつも雑炊で、農繁期の労働の激しいときには、米を食べ昼食や夜食をとりました。

中世の農村は、「郷」を結びつきの単位としていました。

郡村誌によると、杉戸町には「鷲宮郷、下川辺郷、桜井郷」などがありました。

戦国時代の大永5年（1525）、幸手市平須賀の宝聖寺末寺帳の46か寺の中に、「長福寺、下高野」、「大坊、遠野」、「延命院、蔵松（倉松）」、「金乗院、蔵松（倉松）」、「来迎院、清地」、「真蔵坊、同所」、「大黒院、二本木」などと町内の地名が見られます。

- 参考、 新編武蔵風土記稿  
杉戸町の板石塔婆 杉戸町教育委員会  
利根川 本間清利著 埼玉新聞社  
日本史もの知り事典 主婦と生活社  
新編武州古文書 杉山博、萩原龍夫編 角川書店  
埼玉叢書（3） 稲村坦元編 図書刊行会

## 江戸のころ

## 町の開発

大正18年(1590)8月(旧暦)1日、徳川家康は江戸城に入り、関東の領主になりました。

そのころ、利根川は古利根川筋を本流として、江戸湾に流れ込んでいました。

また、この流域の葛飾郡一帯は、低湿地で沼や、沢がいたるところに散在していました。

家康は、この低湿地の開発と江戸を水害から守るため、利根川を東方太平洋に流すことを計りました。

この大工事は、文禄3年(1594)家康の意を受けた、4男忍城主松平忠吉の家臣、小笠原三右衛門によってはじめられました。

その後、関東郡代伊奈忠治・忠克とつづき数度の改修工事を経て、承応3年(1654)60年の歳月をかけて、ついに利根川の流れを太平洋にみちびきました。

また、伊奈氏は初代備前守忠次以来旧河川の整備や、新たな開削等の治水政策を積極的に行ったので、低湿地帯はようやく水害の危険が去り、新田開発は急速に進められました。

下野の小島家文書目録(杉戸町教育委員会)によると、

「慶長元(1596)申(さる)霜5 申年下の村将監新田納め可  
き御年貢割り付けの事 伊備前 名主百姓中」

「慶長2年(1597)酉(とり)年砂原新田御年貢納め可き割り  
付けの事 伊備前 名主百姓中」

とあり、杉戸町の開発は、このころはじまったと思われます。

寛永年間(1624~43)ごろ、泉地区を除く杉戸町は、下総国から武蔵国に編入されました。

正保年間（1644～47）に幕府が編纂した「武蔵田園簿」によると、大塚・蓮沼・並塚・才羽・佐左衛門・大島・茨島・広戸（広戸沼）は新田となっています。

また、椿・深輪・屏風地区は正保年間ごろの開発と伝えられます。

慶長以降寛永年間ごろまでには、古利根川と旧渡良瀬川流域の低地の奥まで、開発が進んだと考えられます。

その後も開発は続けられ、元禄郷帳（1688～1703）によると堤根村の桑崎・三ツ俣・諏訪・源内・蔵久・上分・宮内・藤搦地区は新田と記され、また同時期の清地村の名寄帳には、豊後新田・九右衛門新田が見られます。なお杉戸宿の舎人新田・雅楽新田等もこのごろの開発と伝えられています。

さらに、享保以降になると、同8年（1723）に大島新田・寛延2年には大寿院新田が開発されました。

## 村高と支配者

現在の杉戸町は、江戸時代の1宿26か村で成立しています。

そのころの村は幕府領（代官支配所）と旗本領（知行所）が入り組み、また一村がいくつかに分割されて支配されました。

では、当時の宿村を「幸手領村々知行所訳」（深井家文書諸鑑・明和の頃{1764～71}）により見てみましょう。

なお、家数は新編武蔵風土記稿（化政期{1804～29}）によります。

武蔵国葛飾郡幸手領

石

杉戸宿 高. 1159. 180 伊奈備前守御支配所  
家数 330軒

内 本陣1・脇本陣2・はたご46・問屋場1か所

## 石

清地村	高.	779. 265	
	内	347. 099	酒井 玄蕃御知行所
		144. 080	三宅源左衛門御知行所
		144. 006	高田忠治郎御知行所
		144. 008	能勢五郎左衛門御知行所
		家数 149軒	
大寿院新田	高.	3. 538	伊奈備前守御支配所
			家数 4軒
倉松村	高.	556. 328	
	内	185. 714	天野傳八郎御知行所
		185. 404	前島勘三郎御知行所
		185. 210	青沼又兵衛御知行所
		家数 57軒	
下高野村	高.	803. 879	
	内	267. 959	天野傳八郎御知行所
		267. 959	前島勘三郎御知行所
		267. 959	青沼又兵衛御知行所
		家数 123軒	
茨島村	高.	429. 974	大久保荒之助御知行所
			家数 51軒
大島村	高.	224. 841	
	内	112. 425	伊奈備前守御支配所
		112. 425	三宅惣九郎御知行所
		家数 36軒	
下野村	高.	298. 354	
	内	138. 759	山高八左衛門御知行所

## 石

下野村	高内	159.595	鈴木治郎左衛門御知行所 家数 35軒
堤根村	高	2577.544	伊奈備前守御支配所 家数 208軒
本郷村	高	736.538	同 御支配所 不動院領 家数 67軒
	内	636.538	
		100.000	
大塚村	高	399.870	松下隱岐守御知行所 伊奈備前守御支配所 觀世新九郎給地 家数 36軒
	内	251.049	
		60.573	
		88.248	
蓮沼村	高	330.649	松下隱岐守御知行所 家数 28軒
才羽村	高	777.376	酒井 玄蕃御知行所 柘植五郎左衛門御知行所 伊奈備前守御支配所 松下隱岐守御知行所 家数 84軒
	内	129.567	
	同 断		
		259.125	
	同 断		
並塚村	高	742.564	伊奈備前守御支配所 柘植五郎左衛門御知行所 家数 72軒
	内	495.042	
		247.521	
広戸沼村	高	71.140	伊奈備前守御支配所

広戸沼 村			家数	1 3 軒
		石		
佐左衛門村	高.	1 0 4 8 . 4 3 8	伊奈備前守御支配所	
			家数	9 4 軒
遠 野 村	高.	3 3 1 . 5 2 1		
	内	6 6 . 3 4 2	岡野平左衛門御知行所	
		同 断	小出弥三郎御知行所	
		同 断	猪子佐太夫御知行所	
		同 断	松波 梶平御知行所	
		同 断	伊奈備前守御支配所	
			家数	3 0 軒
大島 新田	高.	3 0 1 . 7 3 5	伊奈備前守御支配所	
			家数	3 3 軒
				(一部編入)
安 戸 村	高.	6 3 6 . 2 3 6		
	内	2 1 2 . 3 9 6	小堀土佐守御知行所	
		2 1 1 . 8 3 4	島田治左衛門御知行所	
		2 1 2 . 0 0 5	牛込忠左衛門御知行所	
			家数	6 0 軒
				(一部編入)

泉地区の村高と支配は、旧高旧領取調帳（明治2 { 1 8 6 9 }）によります。なお家数は明治9年（1 8 7 5 . 郡村誌）現在です。

下総国葛飾郡庄内領

石

椿 村	高.	9 8 3 . 2 1 0	
	内	1 0 6 . 6 2 8	都築七郎左衛門御知行所
		1 0 6 . 6 8 6	松平鋤之助御知行所

## 石

椿 村	高.	1 0 6 . 6 8 6	中根 蟻藏御知行所
	内	6 6 3 . 1 5 2	一色摂津守御知行所
		1 0 . 6 6 0	代 官 御支配所
			家数 8 2 軒
深 輪 村	高.	6 5 9 . 4 4 0	
	内	2 1 9 . 8 1 3	松井銚之助御知行所
		2 1 9 . 8 1 3	酒井隼之助御知行所
		5 9 . 1 3 6	都築藤十郎御知行所
		1 6 9 . 6 7 7	村上藤十郎御知行所
			家数 4 8 軒
屏 風 村	高.	1 5 5 . 8 9 4	一ツ橋 御 料
			家数 2 8 軒
目 沼 村	高.	7 1 . 8 7 9	同 断
			家数 2 0 軒
上木津内村	高.	1 5 9 . 2 1 5	岩槻藩領
			家数 7 軒
下木津内村	高.	1 5 2 . 9 4 5	岩槻藩領
			家数 1 4 軒
宮 前 村	高.	2 9 8 . 9 7 0	代 官 御支配所
			家数 3 1 軒
鷺 巢 村	高.	4 4 2 . 8 7 7	同 断
			家数 4 7 軒
木野川 村	高.	1 7 2 . 0 5 4	同 断
			家数 1 6 軒

## 農民の統制

慶安2年（1649）2月に、農民統制の基本法令ともいうべき、「慶安の御触れ書き」が發布されました。

正式名称は「諸国郷村へ仰せ出される」といって32ヶ条から成っています。

その内容は、

1. 名主・組頭をば真（まこと）の親と思うべき事。
1. 酒・茶を買いのみ申す間敷く候。
1. 百姓は分別もなく末（すえ）の考えもなきものに候故、秋になり候得ば、米・雑穀をむざと妻子にも喰わせ候。いつも正月、2月、3月時分の心もち、食物をたいせつに仕るべく候に付き、雑穀専一に候間、麦・粟・稗・菜・大根、その他何にても雑穀を作り、米を多く喰いつぶし候わぬ様に仕るべく候。
1. たばこのみ申す間敷く候。
1. 親によくよく孝行の心深くあるべし……年貢さえすまし候得ば百姓程心易きものはこれなく、よくよく此の趣を心がけ、子々孫々まで申し伝えよくよく身持ちをかせぎ申すべきものなり。

これは、農民の守るべき心得として出したものであります。

また、当時の為政者の農民に対する考えとして、

1. 百姓は天下の根本なり、これを治むるに法あり、まず一人一人の田地の境目をよく立て、さて一年の入用作食（さしよく）をつもらせ、その余りを年貢におさむべし。百姓は財の余らぬように、不足なきように、治むること道なり。 （本佐録）
2. 百姓は飢寒（きかん）に困窮せぬ程に養うべし。  
豊に過ぐれば農事を厭い、業をかえる者多し。困窮すれば離散す、東照宮上意に、郷村の百姓共は、死なぬように、生きぬようと合点致し、収納申し付くる様にと……仰せ出されしとい

えり。

(昇平夜話)

「本佐録」は、家康の家臣本多佐渡守が秀忠のために、書いて出した政治についての意見書であり、「昇平夜話」は長岡藩の儒者高野常道の著書であります。

このように、農民の生活のすみずみまで干渉した、徳川幕府の政策がよくあらわれています。

参考、	資料と解説	横山十四男著	精華堂
	農村	大石慎三郎著	近藤出版社
	日本の歴史（8）		読売新聞社
	近世農政史料集（1）	児玉幸多編	吉川弘文館

## 村のしくみ

村高（むらだか）1000石というのは、1000石の米の生産する村ということです。ですから、じっさいには米を作らない畑や、屋敷などまでが米に換算されていました。

そのため検地（けんち）を行って、土地一筆ごとに所在・地目・面積・等級と生産高などを査定し、一地一作人の原則で貢納責任者を定めて、検地帳に登録しました。

ところで、次ぎの史料は元禄11年（1698）の清地村の名寄帳（なよせちょう、深井家文書）です。これには各人別の田畑屋敷の面積と等級が記されていて、年貢諸役を割り当てるのに用いました。

			清地村
1. 上	田	2反3畝20歩	上清地
1. 中	田	1反2畝15歩	伊右衛門印
1. 下	田	3反4畝20歩	
	田合	7反0畝25歩	
1. 上	畑	2反2畝7歩	
1. 中	畑	4反4畝3歩	
1. 下	畑	5反7畝11歩	
1. 下々	畑	6畝6歩	
1. 屋敷		2反0畝27歩	
	畑屋敷合	1町5反0畝24歩	
	田畑屋敷合	2町2反1畝19歩	
	以下略		

田1反歩から作りだす米高を石盛（こくもり）といいます。清地村の石盛は次のとおりです。

上田11、中田9、下田7、上畑10、中畑8、下畑6、下々畑4  
屋敷10、石盛を反別に掛けて高を出します。

伊右衛門は17石4斗の高持百姓で、このような農民の石高の集計を村高といいます。

耕作地や家屋敷を持って、検地帳に登録された百姓を本百姓といいます。そして、本百姓は年貢や諸役を負担します。

村を正式に構成するのは本百姓です。しかし村には自分の所有する田畑はなく、地主から借りて耕作する百姓や、日雇いで生計をたてる百姓などもいました。

村には、地方（じかた）3役といった名主・組頭・百姓代などの村役人がいて、村政にあたりました。

また宿場には、名主・問屋・年寄といった宿役人がいて、町政や伝馬、人馬運送などの駅務にあたりました。

宿場や村の組織や、行政への発言権を持つものが本百姓で、何事もこれらの人たちで決められました。

当時は、身分できまる世の中でしたから、上下の関係がきびしく、武士と百姓といった、身分意識が強く植え付けられました。

村役人の長を名主といいます。役目は年貢の納入・村の中の土木工事・戸籍の調査・宗門改め・土地の売買・質入れに対する証印・村民の訴願の奥印などのほか、村民の生活の世話までにおよびました。

また、あるていどの司法権をもっていました。

名主はどの地方でも門閥、資産を兼ね備えた者がその役につきました。はじめのうちは世襲でしたが、のちになると村民の選挙によって選ばれるところもありました。

組頭は名主の補佐役で、年寄というところもありました。1人ないし数人おかれしました。

この名主や、組頭を監視するものが百姓代で、総百姓の代表者でもありました。この役は名主や組頭よりもあとに、一般農民の要求によっておかれるようになりました。

村には、5人組という仕組みがありました。これは、隣り近所5軒の家を一組にして編成したもので、その目的は相互援助をはじめとし、犯罪防止や年貢不納に対して連帯責任を負わせることにありました。

つまり冠婚葬祭などの時には、親類以上にその家のためにつくし、5人組の1軒から犯罪人が出たり、年貢を納めることが出来ない者があると、その組の全部が連帯責任をとって罪をうけたり、年貢を納めなければなりませんでした。

支配者は、5人組帳前書きという組合の取り決め事項や、領主からの掟を書いた書類を提出させました。

この5人組制度は、支配の下部機構で、これで百姓の自由は極度に束縛されました。

参考、三郷の歴史	白石敏夫著
農村	大石慎三郎著
日本の歴史（3）	読売新聞社

## 年貢

年貢を賦課する方法としては、検見（けみ）と定免（じょうめん）とがありました。

検見というのは、刈り入れ前の作柄を役人が検分して、賦課率を決める方法であり、定免というのは、過去数年間（5年～10年間）の作柄実績によって、賦課する方法です。

賦課するときは、「年貢割付状」という納入令書が名主に渡されます。それを名主が各人の田畑持高に応じてさらに割り付けしました。

納期は11月の末とか12月のなかばとかさだめられていました。

年貢納入が済むと、村あてに年貢受取証ともいふべき「皆済目録」が渡されます。

では、清地村の酒井領の年貢割り付けについて「諸鑑（深井家文書）」により見てみましょう。

### 清地村納め辻御割り付けの写し

1. 高347石0斗9升9合      上 下 高 辻

外に                      8升5合                      柳原口

是は明和3戌（いぬ）年に御上地に相成り候、相州入谷村反高場に候、代地に相掛り候。

此の反別40町2反1畝13歩

内 14町4反0畝23歩                      田 方

25町8反0畝02歩                      畑 方

此の訳

（11） 上田5町5反7畝21歩                      ○反6斗取り

此の取り米33石4斗6升2合

- ( 9) 中田 6町3反9畝03歩 ○反5斗取り  
此の取り米31石9斗5升5合
- ( 7) 下田 2町4反3畝29歩 ○反3斗8升取り  
此の取り米9石2斗7升1合  
取り米合74石6斗8升8合  
此の俵213俵1斗5升7合
- (10) 上畑 7町6反6畝04歩 ○反永105文取り  
此の取り永8貫44文
- ( 8) 中畑 7町4反7畝10歩 ○反永 95文取り  
此の取り永6貫726文
- ( 6) 下畑 7町3反5畝01歩 ○反永 75文取り  
此の取り永5貫519文  
元下畑 6町4反0畝04歩  
古川通り下畑 9反5畝19歩 去る亥立ち返り
- ( 4) 下々畑 4反2畝04歩 ○反永 30文取り  
此の取り永 126文
- (10) 屋敷 2町8反9畝05歩 ○反永105文取り  
内 1畝25歩 郷蔵御屋敷  
残 2町8反7畝10歩  
此の取り永3貫418文  
永合 23貫864文  
永 745文 口永  
本口合永 24貫612文 口分  
納米 74石6斗8升8合 上下  
此の俵 213俵1斗5升7合  
内  
米 39石8斗1升2合 上

此の俵 1 1 3 俵 2 斗 9 升 9 合	
米 3 4 石 8 斗 7 升 7 合	下
此の俵 9 5 俵 2 斗 5 升 9 合	
納永 2 4 貫 6 1 2 文	
永 1 5 貫 0 1 1 文	上
永 4 8 4 文	口永
永 8 貫 3 5 4 文	下
永 2 6 3 文	口永

明和 8 (1771) 卯(う)年 12 月に写す。

#### 資料の語義の解釈

- 上 下 = 上清地と下清地で酒井領のこと。
- 納め辻 = 年貢の合計額のこと。(高辻もおなじ)
- (1 1) = 石盛 (こくもり) のこと。(1 反に付き 1 石 1 斗 {1 1 斗} の収穫量のあること。)
- 上田・畑 = 田畑の等級のこと。
- 永 = 畑作に対する現金で納める租税のこと。
- 口米・永 = 本税に対する付加税のこと。

参考、三郷の歴史	白石敏夫著
農村	大石慎三郎著
日本の歴史 (8)	読売新聞社

## 土地売買の禁止

徳川幕府は、寛永20年（1643）3月次の法令を出しました。

「身上（しんしょう、財産）よき百姓は土地を買い取り、いよいよよろしくなり、身体（しんたい、身上の同意）ならざる者は田畑沽却（こきやく、売り払う）せしめ、なおなお身上なるべからざるの間、向後、田畑売買停止（ちょうじ）たるべき事。」

この法令で、百姓の持っている田畑の永代売買は、禁止されてしまいました。

その目的は売買が自由であると財産がある豊かな百姓は、金のあるに任せて田畑を買い集めてますます豊かになり、貧しい百姓は土地を売り払ってますます貧しくなり、その結果農村社会が崩壊するおそれがあるので、それを防止するためにこの法令を出したのであります。ところが、いろいろな事情で自分の土地を手ばなし、金に代えなければならぬこともあります。

この法令のために、公然とは土地を売ることができないので、そこで土地を質の担保として金を借り、そのまま返済しなければ質流れということで、貸主のものになり、事実上土地を売買したことになりました。

このような、法の盲点をついた手段で土地所有権の移動が行われ、禁止令の実効は余りあがりませんでした。

質地証文は、だいたい形式がきまっていて、どの証文を見ても「年貢米の納入に困って」という理由が書かれています。

古くから地主といわれる旧家には、たいがい何通か保存されています。

それは、地主といわれている旧家自体が、初めからの地主ではなく経済的余裕ができた時期に土地を担保にして金を貸し、その担保を取り上げて、ついに地主の地位にのしあがったもので、近世地主のでき

る原因として注目されます。

ところで、その頃の土地所有の面をみると、土地所有権は最高権力者の将軍のもので、大名旗本は領有権、百姓は所持権を持ちました。

但し、所持権には年貢を納めることが条件となっていました。

## 作付制限令

寛永20年（1643）3月の田畑永代売買の禁止とならんで、本田畑に主穀以外の煙草、木綿、菜種、桑、薬草などの作付け禁止、または制限しようとしたのであります。

しかし、このような禁止にもかかわらず、この種の作物は換金性に富み、作付け効果が高いため、農民には徹底しませんでした。

## 分地制限令

延宝元年（1673）に1町歩以下の者が分家することを禁じました。「田を分けると、本家も共倒れになるから、あほう者のことを田分けというのだ」といわれました。

参考、	三郷の歴史	白石敏夫著	崙書房
	日本の歴史（8）		読売新聞社
	農村	大石慎三郎	近藤出版社
	近世農政史料集（1）	児玉幸多編	吉川弘文館

## 宿場と街道

日光道中は、江戸日本橋から日光までの20次36里（140.48キロメートル）の行程で、はじめは奥州道中と呼ばれていましたが、元和3年（1617）に家康が駿府から日光に改葬されると、東照宮参拝が制度化されまして、千住から宇都宮を経て日光までの間を日光道中と呼ぶようになりました。

千住が第一の宿場で草加・越谷・粕壁とつづき杉戸は第5の宿場になります。

宿場には、大名をはじめ、公家や幕府の高官などが泊まる本陣や脇本陣がありました。

当宿では中町（杉戸2丁目）にありました。

本陣は明治18年の火災で焼失してしまいましたので、堂々とした建築をみることはできませんが当時の記録によりますと、

本陣	建坪	166坪	(553.3㎡)	門構え	玄関付
脇本陣	〃	94坪	(313.3㎡)	門構えなし	〃
〃	〃	87坪	(290.0㎡)	〃	〃

とあります。

また、庶民の泊まる旅籠は46軒で、内大4軒・中7軒・小35軒が新町（杉戸2丁目）から横町（杉戸1丁目）にかけて並んでいました。横町のはずれに九軒茶屋という地名があります。むかし九軒の茶屋があった所と伝えられています。

本陣の経営者は、名主とか問屋などの有力者が多く、裕福で苗字帯刀を許されていました。

宿場の行政区は新町・下町・中町・上宿の4つにわかれている、それぞれ名主や問屋が置かれました。

人馬継立の問屋場は1か所で下町（拓銀付近）にありました。

さて、そのころの街道はどんなだったでしょう。

街道には、参勤交替の大名行列がみられます。下高野の間宮家文書『擁炉閑話（よろろかんわ杉戸町教育委員会）』によりますと、「奥州道中通行の大名は仙台・会津・盛岡・白川・二本松・弘前・米沢・久保田・庄内等28領之由に候」と記されています。

仙台の殿様の供揃いはざっと3500人、金紋先箱が「下に、下に、」とその華麗な行列は一大絵巻のようであったといわれます。

道中は9泊10日で費用は一日1000両だったそうです。

大名が本陣に泊まりますと門前に「何々守様御宿」と、大きな字で書いた表札をかかげ、定紋のついた高張提灯を立てます。

旧本陣の長瀬家には大名籠や、「会津少将休」・「仙台少将泊」・「松平肥後守休」などの宿札が保存されています。

それでは町人、百姓の旅姿はどうでしょう、男は頭に菅笠をかぶり半合羽を着、道中差しと称する脇差しにラシャの柄袋をはめ、股引き・脚半・わらじを履き、着物の裾を尻端折って歩きました。

女は、小袖打掛け姿に腰紐で対丈（ついたけ）にからげ、頭には菅笠をかぶりました。打掛けは浴衣を用い、紅白の脚半をつけ、結付（ゆいつけ）草履を履きました。浴衣は男の合羽にあたるもので、道中の塵除けになりました。

御成道は代々の将軍が日光参拝のために往来する道で、江戸の本郷追分で中山道と分かれ岩渕・川口・鳩ヶ谷・大門・岩槻と5つの宿を経て和戸橋を渡り下高野を経て上高野で日光道中に合流しました。

参考、 日光道中宿村大概帳

旅の今昔物語 沢寿次著 講談社

宿場と街道 暁図書

日本街道総覧（歴史と旅） 秋田書店

文政10年（1827）に発行された『諸国道中商人鑑』には、杉戸宿の旅籠の何軒かが次ぎのように紹介されています。

「	旅籠	商人定宿	大塚屋伊兵衛
	〃	〃 兼荒物渡世	たたみや傳七
	〃	御泊宿	たがたちや七兵衛
	〃	定飛脚宿	くぎや嘉右衛門
	〃	〃	橘屋長兵衛

また、安政5年発行の『日本街道総覧』には、

「	日光道中杉戸宿	
	はたご	中屋源兵衛
	お休所	つたや吉兵衛
	家傳秘法ちちの出る妙薬	宿の入り口
	一剤銭300文	小島屋文右衛門
	小児五かんの薬	中町
		虎屋善蔵

などの旅籠や商人の名が見られます。

参考 日光街道繁昌記 本間清利著 埼玉新聞社

# 杉戸ものがたり (2)

深井滋男

## 目 次

貝塚のつくられたころ	1
米づくりのはじまったころ	5
古墳のつくられたころ	7
奈良、平安のころ	10
鎌倉、室町のころ	12
江戸のころ	16
町の開発	16
村高と支配者	17
農民の統制	22
村のしくみ	24
年貢	27
土地売買の禁止	30
作付制限令、分地制限令	31
宿場と街道	32
農民のくらし	35
村の神と家の神	37
念仏講、社寺参詣	39
往来手形	41
力石	42
往来手形（読み下し）	43
町の俳壇	44
盆踊り	46
農事暦と年中行事	48
六斉市	60
河岸	62
用水	64
水害の歴史	74

助郷	7 8
治安維持と八州様	8 0
鷹場と村	8 4
農具考	8 7
農民の教育	9 4
寺子屋、恭儉舎、豊秋教舎、和算	
人の一生	1 0 2
芸能	1 1 2
茨島の神楽、大塚の神楽	
幕末のころ	1 1 4
明治のころ	1 2 0
新しい町村のしくみ	1 2 0
新しい教育	1 2 4
地租改正	1 2 6
郡役所	1 2 8
あとがき	1 3 2

## 農民のくらし

この時代の多くの農民は、家といっても3間（みま）ぐらいで、畳みはなく板の間にごさか敷き藁を敷いて寝起きしていました。

広い土間には、かまどや唐臼、縄打ち石などがあって、煮炊きや農作業が行われました。

日ごろの食事といえば、粟・稗・大麦・小麦などに大根・野菜・雑草などを入れた雑炊が中心で、米を食べるのは正月や盆とか田植えのもっとも忙しい日などでありました。

よく聞く話に、「振り米」の話があります。

貧乏人のじいさんが今はのきわに、自分の作った米を一度食べたい食べられなければせめて姿を見たいという。まわりのものはたまりかねて、米を幾粒か竹の筒に入れ、じいさんの耳もとでそれを振って音を聞かせます。「じいさん、これが米だぞ！」

はじめはだれもが同じように食べられた米は、支配するものとされるものとの関係になってくると、支配されるものはただ稲作に精を出すばかりで、収穫の大部分は年貢として取り上げられました。

古くは2食制であったといわれます。信州の庄屋の記録では、文政年間になると3食となっています。

また、よなべ（夜業）には夜食を食べたり、労働の激しいときには間食もとりました。

そのころは、木綿の栽培も普及されて衣類も多くなりました。

関東での木綿栽培は、元禄期ごろから始まっています。

正徳6年（1716）の葛梅村（鷲宮町）の村明細帳によると、木綿は自給用として作りそれを織る、余剰の分は売りに出しています。

また、紺屋もありましたから染めることもできたようです。

男の仕事着は、上は半てん下はももひき、女は小袖の長着でした。

正月や盆の訪問のときに着る晴れ着も木綿で、絹は禁じられていま

した。

当時の浮世絵師の見た田植の図では、男は、かすり模様の腰下ぐら  
いの半てんに細い帯をしめ、足には脚半をつけています。

女は、かすり模様と縦縞の長着に、細い前帯と後ろ帯をしめていま  
す。母と娘でしょう。

このころは、既婚の婦人は前に結び、未婚の女子は背後で結ぶ習慣  
があり、これを前帯、後ろ帯といいました。

肩にはたすきをかけて、端折った裾は帯の間にくぐられ、腰巻は膝  
下という短い姿で作業しています。

男女とも素足で男は鉢巻き、女は菅笠をかぶっています。

夜具が庶民に普及されたのは、文化、文政（1804～29）のこ  
ろで、まだ綿も高いから薄っぺらなせんべい布団で、座布団などは贅  
沢品であったといわれました。

このようなくらしをしながら、農民たちは毎日農耕にいそしんでい  
ました。

参考、 農民生活史事典  
武蔵国村明細帳集成  
起原の謎  
日本の歴史（8）

柏書房  
小野文雄編  
光文書院  
読売新聞社

## 村の神と家の神

村統合の象徴であり、村の守護神でもある氏神には、香取、近津、神明、八幡、稲荷、愛宕、雷電、浅間（せんげん）をはじめとして多種多様であります。またその祭祀形態も村の歴史を反映して複雑であります。

氏子が平等に祭祀に参加出来る場合と、宮座に代表されるように氏子集団の内部に、特権的祭祀集団を形成している場合とに分けられます。

個々の家の屋内に祀る神、屋敷神や同族神、組で祀る場合などとレベルを異にして、多くの神仏が祀られています。

村単位や村の内部区分である組単位で、講形態をとって神仏を祀る場合も多く、それには、太陽や月に対する崇拝にその源をもとめることができる日待ちや、月待ち（19夜講、23夜講など）、仏教系の念仏講、道教系の庚申講をはじめとして種類も多い。

個々の家で祀る屋内神としては、台所にエビスガミ、火所にこ荒神やオカマ様、便所にサッチンガミ、カワヤガミを祀るほか、常設の神棚を設けており、また正月には臨時に歳神様、正月様を祀ることが一般的であります。

農村における重大な関心事は、作物の順調な成育と豊かな実りですが、それを統御する神が作神、農神であり、田の神はその代表的存在といえるでしょう。

それゆえ、農耕の折り目ごとに田の神を祀ります。

## 庚申信仰

神社や寺院の境内とか、路傍の辻々で青面金剛を浮き彫りにしたり庚申の文字だけを刻んだりした庚申塔が多く見られます。

この庚申信仰は、干支（えと）の庚申（かのえさる）にあたる日を

おもんじ、身をつつしんでこの日を過ごす信仰で、もとは中国の道教によって伝えられたものです。

道教では60年あるいは、60日ごとにめぐってくる庚申の夜は、三尸（さんし）の虫が、眠っている人体から抜け出て昇天するという俗信がありました。

この虫が天帝にその人の罪科を報告すると、人は命をうばわれるから、この夜は眠らないで善事を行い、身をつつしまなければならないとされていました。

この信仰が中世以後日本に伝えられ、庚申講とか庚申待ち、19夜講、23夜講などといって庚申の日の夜は、村中の人々が集まりみんなで酒やごちそうを持ち寄り、一晩中歓談を交わし過ごしました。

こうした講は、単に宗教的意味にとどまらず、日常生活や農作業の相談の場もかね備えており、これがまた娯楽の少ない農村での慰安の一つともなりました。

また庚申の日の夜、夫婦の契りをしてそのとき妊娠すると、その子は生まれたあと盗人になるという迷信もありました。それで一晩中寝ずに過ごしたものだともいわれています。

いま、私たちがあちこちで見る庚申塔は、60年目の庚申の年に建てられたものが多い。

さらに庚申を「かのえさる」と呼ぶことから、「猿」の信仰と結びつき、猿田彦命が天孫降臨のときその道案内をしたという神話から連想して、行路の安全を守る道祖神でもありました。

「見まい、聞くまい、語るまい」という三猿の像が刻みこまれているのも「猿」の信仰につながるものです。

庚申塔を建てる習わしは、室町時代の末期ごろに起こりましたが、それが江戸時代になるとにわかになり盛んになりました。

## 念仏講

村には念仏講をつくってまわりばんで家に寄りあい、百万遍数珠をまわして念仏を唱和し、ごちそうを食べるという風習がありました。

だいたい老女が中心で、葬式の時というよりも、日常生活の骨休みや、娯樂をかねた精神修業でありましたが、当番の家で小豆飯や茶の接待を受けながら世間話に花を咲かせる交流の場でもありました。

講には観音講・地蔵講などもありそれぞれ観音・地蔵を崇拝対象としており、これらの石造物はその供養のために造立されました。

享和元年（1801）に記された「念仏講金控え」には、講員の積み立てた金をもって、社寺参拝の資金にしたり、講員に一時的に融資したり、小規模ではありましたが講員の経済面にも役立っています。

## 社寺参詣

神社の境内に「太太（だいだい）」とか「太太連」とか刻まれたいろいろな石造物を見かけます。

これは、伊勢参拝と神樂を奉納した記念に建てられたものです。

江戸時代の中期ごろになりますと、農民の社寺参拝が盛んになりました。

これには個人で参詣する場合と、講を募って参詣する場合、または村人全員で参詣する場合があります。この3つのタイプは参詣に要する日数に関係があります。

つまり、全員で参加する場合は日帰りのできる範囲がほとんどであるのに対し、個人や数人の仲間で参詣する場合は数10日、数か月かかる場合が多いようです。

講には伊勢講・富士講・大山講などがあり、月々掛け金をしこの金で、毎年交替に代参者を立てました。

出発に際しては餞別を送りその返礼にお札（ふだ）を配ります。

太太講は、伊勢講に同じで太太神楽は伊勢大神宮に庶民の奉納して行われる神楽で、古くは代神楽とも書き略して太神楽といたしました。これを奉納する連中なので太太講といいます。

当時の社寺参詣の記録によりますと、

「天保2年（1831）4月江ノ島参詣、同4月（1833）正月吉日伊勢太太出立つ、同15年（1844）4月11日日光参詣、弘化2年（1845）正月20日伊勢太太出立つ、安政2年（1855）3月7日信州・日光・秩父出立つ、文久2年（1862）正月21日伊勢太太出立つ」などと記されてあります。

（深井家文書より）

当時の旅は辛苦のともなうことが多く、門出の盃をして旅立ちました。また、残った家族は陰膳を供え帰郷の無事を祈ります。

旅をするには「往来切手（手形）」という関所パスをもらわねばなりません。これは菩提寺から発行するもの、菩提寺と村役人の連署のものなどがありました。

当時は一般の旅行はむずかしかったが、伊勢をはじめとする信仰の旅は取り締まりがゆるやかで、関所なども通行が楽だったからであります。

こうして、無事帰郷すると「やまがえし」といって仲間で飲食をして、お互いの無事を喜びあいました。

参考、	農民生活事典	柏 書房
	庚申信仰	平野 実著 角川書店
	日本百科大事典	小学館

参考史料、(諸鑑、天保14写、深井家文書)

往来手形通り宜敷願人物惣右衛門為申之候  
写之置申候

往来手形之事

武州葛飾郡

日光道中筋清地村

1. 此者1人 百姓 惣右衛門

当年60才

右之者真言宗ニ而当村来迎院旦那ニ御座候然ル  
処此度四国遍路並神社仏閣巡礼仕度心願之旨  
同人親類共も承知之願ニ御座候所旅先々夕刻  
及難儀候ハゞ一宿之程奉願候  
万一病死等致候ハゞ其之御所之御作法ヲ以御思  
案被下乍御世話宿村迄御書状を以御知らせ  
被下度は是又奉願候何卒 以御慈悲御国々  
御関所無相違御通之被遊可被下候様奉願上  
候以上

酒井安房守御知行所

同州同郡右村

名主 浅右衛門印

来迎院 印

御国々御関所

御役人衆中様

宿

町

在

御役人中

これは、往来切手（手形）の一例ではありますが、旅先の宿泊の依頼や、もし病気で亡くなったらそこでお弔（とむらい）をして下さいとか、きわめて厳しい内容であります。

## 力石

たいていの村の神社の境内には力石が奉納されています。

昔の人は、神様の依代（よりしろ）である重い石を持ち上げ、力と技を競う一方、これで一年の豊作か凶作かを占う行事にもしたといわれます。

力だめしの石は、たいてい重さがきめられており、肩上げ、両（もろ）ざしなどと、上げ方を規定しました。その石を持ち上げると、その石にその者の名を刻んで、勝利者を称えました。

今日の重量上げのようなもので、信仰と娯楽とスポーツを兼ねた遊戯でもありました。

倉松の香取神社に奉納された力石には次のように記されています。

「

力石 55貫（206キログラム） 氏子 友五郎

天保6巳未歳壬（1835）7月吉日

世話人 戸賀崎政治郎

」

友五郎が55貫の石を持ち上げたので、これを称えて奉納したものでしょう。

参考、 日本百科大事典  
三郷の歴史

小学館  
白石敏夫著

(往来手形の読み下し)

往来手形のおうり宜敷く、願ひ人物右衛門申し候ため。  
これを写し置き申し候。

往来手形の事

武州葛飾郡

日光道中筋清地村

1. この者 1 人 百姓 惣右衛門  
当年 6 0 才

右の者は真言宗にて、当村来迎院の旦那に御座候。  
然る処、このたび四国遍路並びに、神社仏閣を巡礼仕まつり  
たき心願の旨、同人親類共も承知の願ひに御座候所、旅先々  
にて夕刻に及び、難儀候はゞ、一宿の程願ひ奉り候。  
万一病死等致し候はゞ其の御所の御作法を以て、御思案下さ  
れ御世話ながら、宿村迄御書状を以て、御知らせ下されたく  
これまた願ひ奉り候。何卒御慈悲を以て御国々御関所を相違  
無く御通し、遊ばされ下さるべく候様願ひ上げ奉り候。以上

酒井安房守御知行所

同州同郡右村

名主 浅右衛門印  
来迎院 印

御国々御関所

御役人衆中様

宿

町

在

御役人中

## 町の俳壇

俳句作りは、農村の娯楽の一つでもあり、町には多くの俳人がいました。

化政期（1804～43）頃の杉戸地方には、百間村の多少庵南枝（3世）と鬼吉（ききつ4世）らを中心とした多少庵の流派が、盛んであったといわれています。

この時代になると俳句の形式は、芭蕉（1644～94）の時代とは大分変わりました。

芭蕉の時代には連句といって、五七五の長句と七七の短句を交互に連ねて詠み、一定の数の36句でまとめる形式でした。

連句の第1句目を発句（ほっく）といい、つねに第2句（脇句）を予想しながら詠みます。そして、その中に春夏秋冬の景物や人事などのいろいろな題材を適当に詠みいれます。

芭蕉没後100年、蕪村の時代になると発句の会が催されて、特定の題のもとに俳句を詠みこれを鑑賞し合いました。

つまり、脇句を予想しない独立した俳句が要求されるようになりました。

さて、宿場には文人墨客の往来も多く、俳句の会が盛んに開かれました。河原（杉戸4丁目）の用中寺では多少庵南枝の定例句会が催されたと、伝えられています。

当時宿には「守菊庵」という会があり、「柳雨・荊峨・遊子・米子・素水・蝸牛・二楽・二蝶・松翠」などの俳人が中心となっていたようです。

では、当時詠まれた句のいくつかを記してみましよう。

馬の子の育ちもはやし春の草	柳 雨
中庭へよい鳥来り梅の花	荊 峨

子供らに書いてあたえん宝船	蝸 牛
袖すりの麦畑白し春の月	二 楽
鶯やきのうは一首今朝は二首	二 蝶

その頃は、俳句とはいわず「俳諧」と呼ばれていました。その俳諧が俳句といわれるようになったのは、明治になって正岡子規ら一門の提唱によるといわれています。

#### 多少庵の系譜

芭蕉－岩田涼風－中川乙由－佐久間柳居－1世多少庵秋瓜－  
 2世日下部波静－3世中野南枝－4世島村鬼吉（ききつ）－  
 5世島村梅年－6世戸賀崎琴松－7世野口雪蓑－8世賀島琢  
 我－9世島村しげる。

参考、壬午の歳旦	多少庵の句集	文政5年版
日本百科大事典	小学館	
芭蕉句碑を歩く	小林甲乙男著	さきたま出版会

## 盆踊り

娯楽のすくない農民にとって、盆踊りは最大の楽しみでありました。盆の13日から16日まで、日ごろの労働から解放されて踊ったといわれます。

盆踊りは、盆に招かれて来る精霊をなぐさめ、また送る踊りと考えられ、それに豊作の願いもこめられていたといわれています。

櫓（やぐら）をかこんで、櫓太鼓そのほか小太鼓、笛、三味線などの囃しと、音頭取りの唄に合わせて踊りました。

唄は古くは即興的に踊り子がうたいかわしたようですが、近世になって甚句（七七七五調）や口説（くどき）唄（七七調）がはやり、音頭取りがこれらをうたい、踊り子はその囃し言葉を入れておどったといわれています。

上野勇氏は自著「幸手のことば」に幸手地方の盆踊り唄を、次のように紹介しています。杉戸地方のと同じような唄なので幾つかを記してみましよう。

盆の13日に白足袋はかぬ

はけば汚れるヨー切れもする

盆のぼた餅や中まで米だ

つける黄粉（きなこ）はヨー豆の粉

盆のぼた餅やなかまで米だ

中がすいたらヨー嫁にやる

盆にゃぼた餅昼間はどうどん  
夜は米の飯とうなす汁よ

早く来ればいい高野のせがき  
行けば帰りがヨー遅くなる

早く来ればいい高野のせがき  
可愛い男のヨー大せがき

といった唄や、

盆が来たのに帰らぬやつは  
馬鹿でまぬけで気がたりぬ

竹にたんざく七夕様よ  
語りながすが天の川

これらの唄や、囃しに合わせて踊ったのでしょう。

参考、 日本百科大事典 小学館  
幸手のことば 上野勇著 図書刊行会

## 農事暦と年中行事（旧暦）

月	日	田 作	畑 作
正 月	3が日		
	節 分		
	4 5	1 番打ち起こ し	麦に下肥施肥
	7		
	1 1		
	1 4 1 5		
	1 6		
	2 0		
	3 0		麦肥汲み
	2 月	1	

月	日	年 中 行 事	その他
正 月	3が 日	元、年迎え、若水、年始 雑煮、大正月 2、仕事始め	年男  3が日休日
	節分	豆まき 虫の口焼き	
	4 5	オオバン 初市（だるま市）	縄ない・ むしろ編み
	7	7草、7日正月 ななくさがゆ	休日
	11	鏡開き、蔵開き 鍬始め	農具の日、休日 農具の手入れ
	14 15	マユダマ団子、オニダマ 小正月（女の正月）、あずきが ゆ	道具休め、休日
	16	やぶ入り	休日
	20	20日正月 えびす講（商人の）	休日 焼土調合
	30	年神送り	
	2 月	1	初朔日、2月正月 年取り直し ジロウノツイタチ

## NO50

月	日	田 作	畑 作
2 月	8		
	中 旬	2 番打ち起こし 1 番つまみ肥	麦に追い肥 畑に焼土
	彼 岸		麦中打ち ごぼう播種 高菜植え付け
3 月	1		
	3	3 番打ち起こし	なす苗定植 畑の中打ち・除草
	土 用 八十八夜	苗代すく、種籾浸す 苗代掻く、種籾蒔く 畔塗り	瓜・南瓜・胡瓜播種 麻・大豆・小豆・粟 黍播種 綿播種
4 月	中 旬	苗代肥 春田ごしらえ 牛耕、畔塗り 柴草入れ 水口、排水口調整	茶摘み、麦藁倒し 麦刈り、綿施肥 大豆・小豆施肥 胡麻・菜種刈り 岡穂播種
5 月	節 夏 至	田植え	麦刈り、畑牛耕 綿中打ち、麦脱穀 胡麻播種、芋除草

## NO51

月	日	年 中 行 事	そ の 他
2 月	8	事8日、針供養 初午(最初の午の日)	
	中 旬		
	彼 岸	墓参 夜業やめる	3日間休日
3 月	1	サブロウノツイタチ 馬寄せ(宝性院)	苗代用肥料の 準備
	3	3月節供 雛流し	(焼土・干しか) 苗代畦畔補修
	土 用	(15日) 田の神祭り	厩肥熟成 この月1日休日
	八十八夜		
4 月	中	卯月8日 (8) 灌仏会、花祭り 神迎え	柴草刈り 田植え用タスキ 用意 麦穀を俵入れ この月1日休日
5 月	節 夏 至	(5) 端午の節句 菖蒲湯、菖蒲たたき 田植えサオリ	虫除け

月	日	田 作	畑 作
5 月	半 夏	1 番除草	
6 月	1		
	1 5		
	土 用	2 番除草 3 番除草	草刈り、大根播種 綿の芯止め 麻刈り
7 月	1		
	7		
	1 3	水干し	夏大豆・粟収穫
	1 4		夏小豆〃
	1 5 1 6		
	1 8		そば播種

## NO53

月	日	年 中 行 事	そ の 他
5 月	半 夏	田の神下がり 田植え祭り サナブリ 田の神のお帰り	田植え休み 3日間
6 月	1	氷の朔日 浅間様初山	休日
	15	天王様	休日
	土 用		
7 月	1	釜蓋朔日 墓掃除	
	7	七夕祭り 迎え馬	休日
	13	(13) 盆棚、迎え盆	昼寝時間短縮
	14	盆礼、盆踊り	14 休日
	15 16	(15)中元 (16) やぶ入り	15 〃 16 〃 奉公人出替え

	18		
--	----	--	--

NO54

月	日	田 作	畑 作
7 月	二百十日	堀切り	綿除草、胡瓜 ごぼう種取り
8  月	1		
	節	田干し	
	彼 岸	早生刈り 稲刈り 麦蒔きのための田 すき	綿の実摘み 胡麻刈り 菜種、冬菜 からし菜播種
	28	稲干し	岡穂刈り入れ 岡穂扱き
7  月	1		
	節	稲扱き 粃すり	干し田へ麦、菜種播 種、里芋の茎刈り
	土 用	選別 米俵につめる（玄 米）	麦施肥

	27	〃	そば刈り入れ
	30	〃	里芋掘り

NO55

月	日	年中行事	その他
7月	二百十日		
8月	1	八朔	
	節	(15)十五夜	夜業開始
	彼岸		休日
	28		
9月	1	刈り上げの朔日	
	節	(13)十三夜	

	土 用	年貢納め開始	
	27	刈り上げ祭り	
	30	神送り 神々の出雲行き	この月 休日なし

NO56

月	日	田 作	畑 作
10 月	1	稲扱き、粃すり 選別、俵につめる	
	9 10	〃	綿、里芋の後へ 麦播種
	中	〃	田麦つまみ肥 中打ち、汲み肥
	20 30	〃 〃	
	11 節	〃	田麦2番つまみ肥

月	15	//	
	中	//	
	冬至	//	
	25		

NO57

月	日	年中行事	その他
10 月	9	(10) 十日夜、とうかん	
	10	やのわらでっぼう 田の神のお帰り	
	中	田の神祭り	塩購入
	20	えびす講 (百姓の)	
	30	神々が出雲から帰る 神迎え	この月休日なし

1 1    月	節	初丑、丑の日節供 田の神祭り 巳の日	1、15 半休 油しめ
	15	七、五、三、女の日 酉の市	味噌麴購入
	中		霜の月祭り
	冬至	冬至湯、南瓜	
	25		

NO58

参考、農民生活事典

柏 書房

高島暦

神正館

杉戸・清地・倉松・本島地区古老より聞き書き。(昭和50年)

月	日	田 作	畑 作
1 2  月	1		
	7		

	8		
	13		
	15	打ち起こし	
	23		
	25～ 28 29		
	30		

NO59

月	日	年 中 行 事	そ の 他
12	1	川浸り朔日 かびたり	
月	7		奉公人出替

	8	事八日 針供養	味噌つき 醤油仕込み
	13	煤掃き	
	15	正月始め 神々の年取り	この月 1・15 休日
	23	仏の正月 みたま祭り（先祖）	
	25～ 28 29	年の市、歳暮	餅つき、半休  正月飾り
	30	みそかっぱらい 世継火、元旦火 火祭り 大みそか、年越し 大払い	

NO60

## 六斎市

宿には寛永13年（1636）に市場ができ毎月5、10、15、20、25、30の日に市が立ちました。

月に6回市がたつので六斎市といわれました。

はじめは、自給自足経済のもとで周辺農村の農民たちが、おもに必要品を物々交換というかたちで取引されていたようですが、貨幣経済の進行するとともに、定期的にかかれるようになりました。

六斎市は、栗橋（1、6）幸手（2、7）久喜（3、8）粕壁（4、

9) 杉戸（5、10）と違う日が組み合って、小市場圏を形成していましたので農民はどの市場にも農作物を出荷することができました。

ほとんどが雑市で毎日交易が行われていました。

さて、市場はどこで開かれたのでしょうか。

市場には、市の守り神である市神社が祀られています。

宿の往還筋には中町（杉戸2丁目）に愛宕神社、新町（杉戸2丁目）は神明神社があります。この2社は市神社で、市場は2社の境内で交互に開かれたのではないかとわれています。

しかし、それを明らかにする資料はいまのところありません。

愛宕神社の酉の市は12月5日で、5の日にあたりその名残り市かもしれません。

市場にはたいてい座商がいて、取引上の世話をしたり相場を立てたりします。市は境内に蓆を敷き商品を並べて相場が立てられますと、市場商人と農民との間で取引が行われます。

取引される商品は、玄米・大麦・小麦・大豆・小豆・あわ・ひえ・そばなどの穀類が主で、野菜や、縄・ワラジといった藁工品もありました。

化政期（1804～29）以降になりますと農民の家内工業として

NO61

木綿の生産が始まっています。特に岩槻・久喜・杉戸・幸手・騎西・行田などは木綿生産がさかんで、武州木綿として取引されました。

当時畑の年貢は金納でしたから、農民にとって市場は換金の場でもありました。

戦前までは、拓銀付近で初市・だるま市・暮れ市などが開かれ、露店が出て賑わいを見せていました。

また、つい最近まで5、10の日には駅前通りに植木市が立ちましたが、交通事情によるのでしょうか今ではその姿を消してしまいました。

次に幕末期の穀物相場を記してみましよう。

弘化2年（1845）

上 米	1両に付き	7斗2升
中 米	〃	7斗6升
下 米	〃	8斗0升
餅 米	〃	7斗6升
大 麦	〃	2石5斗0升
小 麦	〃	1石5斗0升
大 豆	〃	1石0斗0升
小 豆	〃	8斗5升
錢	〃	6貫500文

参 考、  
埼玉の近世史話  
越谷の歴史  
江戸物価事典  
埼玉近代史研究会  
竹内 誠著 文一総合出版  
本間清利〃  
小野竹雄著 展望社  
NO62

## 河岸

### 古利根川の河岸

町には古利根川と江戸川が流れていて、船便もあり川岸は賑やかであったといわれています。

数年前川越の蔵造り資料館を見学したとき、「埼玉の河岸」の案内図に、古利根川の河岸として「松伏・粕壁・杉戸」と記されていました。

新編武蔵風土記稿（1804～27）によると、県内の古利根川

筋には松伏村の民部河岸と平沼村の河岸のみが記され、粕壁・杉戸付近の河岸は記されていませんでした。

埼玉県史近世6の交通編水運の項所載の「江戸の船積問屋と武州の河岸場には、江戸川・古利根川・元荒川・綾瀬川・荒川などは近世期には重要な舟運路であった。」と記しています。

幕末の時期における武州16郡での「河岸の分布図（安政年間）」には、古利根川筋に杉戸・清地が記されています。

古利根川は、古くから農業用水路として灌漑に利用されてきましたので、用水のいらぬ冬季を除いた春から秋にかけては水量が豊かでした。このため舟荷を扱う河岸場が数多くもうけられていました。

ただし杉戸や粕壁など、松伏堰より上流の荷舟は松伏堰で荷を積みかえるか、鷺後（さぎしろ）用水路を経て瓦曾根溜井に出て、瓦曾根河岸で積み替えねばなりませんでした。

河岸場は年貢米の輸送が重要な任務でしたが、松伏堰上流は秋から冬季には通水しませんでしたので、江戸川などの河川を利用しなければなりませんでした。このため杉戸や粕壁などの宿や村々では、享和3年（1803）の例にみられるように、年貢米の津出し中は、

NO63

とくに川俣の元塚を開き、少なくとも川底から2尺（60<sup>釐</sup>）ほどの通水をするよう、係り役人に嘆願することもありました。

いまのところ、河岸場の位置はわかりませんが、清地の古老の話しでは『清地橋付近で、河岸場というようは舟着場のようなものであったろう』とっていました。

このちかくに問屋とよばれる家があったそうです。

なお、宿ではその伝承さえうすらいでいました。

## 矢畑河岸

鷺巣村の矢畑にある江戸川筋の河岸で、安永元年（1772）に幕府公認の河岸としての業務がはじまったと考えられています。

年貢米や薪の積み降ろしで栄えました。

主な年貢米の津出しは杉戸宿と清地村でした。

参考、 新編武蔵風土記稿

埼玉県史近世6 交通編

越谷の歴史 竹内誠、本間清利共著 文一総合出版

さんぽ道 杉戸町教育委員会

NO64

## 用水

農業用水は、水田耕作を基本とする農業では、絶対的なものであります。その用水を如何に、田畑に利用できるかという水との戦いが、用水の歴史であるといわれています。

近世農村の成立とともに、村を単位とした水利組織を結成して、その運営・管理・維持にあたりました。

では、どのようにして用水の運営・管理・維持はなされたのでしょうか。次の資料により見てみましょう。

## 堤通組合

人足割	1. 高 2 5 2 8 8 石 4 斗 3 升 9 合	5 0 ヶ村
諸色割	1. 高 2 5 0 6 4 石 5 斗 1 升 4 合	4 9 ヶ村
水防割	1. 高 2 6 1 4 4 石 7 斗 5 升 5 合	5 1 ヶ村
二百十日浸水扶助割		
	1. 高 2 2 2 6 3 石 2 斗 6 升 0 合	4 0 ヶ村

## 川俣井筋 1 0 ヶ領組合

人足割	1. 高 2 7 5 1 0 石 7 斗 9 升 1 合	4 9 ヶ村
諸色割	1. 高 2 4 2 7 1 石 1 斗 2 升 5 合	4 7 ヶ村

## 同 9 ヶ領組合

人足割	1. 高 1 4 6 7 7 石 8 斗 1 升 6 合	3 3 ヶ村
諸色割	1. 高 1 3 1 0 6 石 0 斗 9 升 6 合	3 1 ヶ村

## 南側用水組合

人足割	1. 高 8 1 1 3 石 0 斗 1 升 0 合	1 5 ヶ村
諸色割	1. 高 7 5 3 4 石 2 斗 1 升 1 合	1 4 ヶ村
		NO 6 5

## 中郷用水路組合

人足割	1. 高 5 2 7 8 石 9 斗 4 升 0 合	1 7 ヶ村
諸色割	1. 高 5 0 7 2 石 8 斗 0 升 0 合	1 6 ヶ村

## 北側用水路組合

人足割	1. 高 1 1 1 7 5 石 2 斗 7 升 5 合	3 3 ヶ村
諸色割	1. 高 1 1 1 9 7 石 7 斗 5 升 7 合	

## 往還組合

人足割 1. 高 2 4 2 0 8 石 9 斗 0 升 3 合 4 8 ヶ村

諸色割 1. 高 2 5 0 6 5 石 2 斗 1 升 9 合 4 9 ヶ村

### 庄内古川組合

人足割 1. 高 2 0 7 3 1 石 5 斗 2 升 2 合 4 6 ヶ村

諸色割 1. 高 1 8 3 8 6 石 6 斗 5 升 5 合

### 深井新川西堤組合

1. 高 2 6 1 4 4 石 7 斗 5 升 5 合 5 3 ヶ村

### 倉松落組合

1. 高 1 7 2 6 8 石 5 斗 0 升 4 合 3 5 ヶ村

但 幸手・杉戸半高これを除く、八甫村  
高除く、諸色は八甫村高入れ。

### 安戸落組合

1. 高 1 4 5 9 3 石 1 斗 5 升 3 合 3 5 ヶ村

但 高除く、倉松落同断。

NO 6 6

### 関宿往還組合

1. 高 2 3 9 4 6 石 1 斗 2 升 1 合 4 8 ヶ村

但 幸手、杉戸、八甫、栗原高除く  
諸色は八甫村高入れ

### 4 ヶ村落組合

1. 高 1 1 0 2 石 9 斗 7 升 0 合

此村訳

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 高 2 7 6 石 2 斗 8 升 9 合 | 並塚村 |
| 1. 高 4 2 7 石 2 斗 8 升 1 合 | 才羽村 |
| 1. 高 2 0 0 石 0 斗 0 升 0 合 | 蓮沼村 |
| 1. 高 1 9 9 石 4 斗 0 升 0 合 | 大塚村 |

川俣井筋 10ヶ領組合

1. 高 1 3 2 7 4 4 石 5 斗 3 升 0 合

内

- |                              |      |
|------------------------------|------|
| 1. 高 2 7 5 0 7 石 6 斗 1 升 0 合 | 幸手領  |
| 1. 高 1 9 7 8 1 石 2 斗 6 升 0 合 | 二郷半領 |
| 1. 高 1 9 8 1 1 石 0 斗 1 升 0 合 | 八条領  |
| 1. 高 1 7 7 7 2 石 4 斗 4 升 0 合 | 下之割  |
| 1. 高 1 2 6 3 8 石 0 斗 6 升 0 合 | 上之割  |
| 1. 高 1 2 4 9 2 石 7 斗 5 升 0 合 | 松伏領  |
| 1. 高 1 1 0 7 9 石 8 斗 2 升 0 合 | 西葛西領 |
| 1. 高 7 4 9 8 石 7 斗 5 升 0 合   | 新方領  |
| 1. 高 3 1 1 4 石 8 斗 2 升 0 合   | 淵江領  |
| 1. 高 1 1 0 8 石 0 斗 6 升 0 合   | 谷古田領 |
- NO 6 7

川俣井筋 9ヶ領半組合

1. 高 1 1 9 8 7 7 石 2 斗 2 升 5 合

内 1 4 6 3 8 石 4 斗 9 升 9 合

幸手領引き、外領々は前々通り。

庄内古川領々組合

1. 高 4 1 4 2 6 石 1 斗 0 升 3 合

加藤落合新規加入共々。

内高 2 0 7 6 1 石 2 斗 5 升 2 合	幸手領
1 9 1 7 5 石 8 斗 3 升 5 合	上、中郷
1 5 8 1 石 4 斗 1 升 7 合	下 5 ヶ村
1. 高 2 0 1 3 石 2 斗 1 升 1 合	松伏領
1. 高 1 8 7 6 石 9 斗 8 升 6 合	惣新田領
1. 高 1 6 3 4 6 石 2 斗 7 升 5 合	庄内領
内 1 1 2 7 5 石 6 斗 6 升 2 合	上
5 0 7 0 石 6 斗 2 升 5 合	下
1. 高 4 2 8 石 3 斗 7 升 9 合	小金領
	平方新田
	深井新田

加藤落合堀継ぎ御普請に付き、新規組合加入  
高役相勤め候、取極め相成り候。

寛政 9 巳年より

### 深井新川西堤領々組合

1. 高 7 1 1 0 4 石 1 斗 4 升 8 合	
内	
1. 高 1 2 8 6 2 石 4 斗 4 升 8 合	松伏領 NO 6 8
1. 高 1 8 3 5 5 石 1 斗 9 升 8 合	庄内領
1. 高 1 9 7 8 1 石 2 斗 4 升 6 合	二郷半領
1. 高 2 6 1 4 5 石 2 斗 5 升 6 合	幸手領
但 幸手、杉戸両宿半高	
八甫村、栗原村高入れ。	

### 下郷村々

1. 高 1 1 3 9 石 1 斗 8 升 0 合	杉戸宿
----------------------------	-----

10ヶ領、9ヶ領、南側、  
倉松、安戸、庄内。

高 579石5斗9升0合

高 386石3斗9升3合 堤通、深井  
諸所其々人足斗り諸色は除く、御入用  
御普請の節は人足諸色とも惣高に掛る。

1. 高 779石2斗6升5合 清地村  
堤通、往還、10ヶ領、9ヶ領半  
南側、深井、倉松。

1. 高 556石3斗3升8合 倉松村  
堤通、往還、10ヶ領、9ヶ領半  
庄内、安戸、倉松。

1. 高 2577石5斗4升4合 堤根村  
内1932石6斗3升5合 本堤根株  
堤通、往還、10ヶ領、9ヶ領半、深井。

NO69

高 1553石0斗七升7合 南側  
高 379石5斗5升8合 中郷  
高 350石0斗0升0合 安戸、庄内。  
高 2227石5斗4升4合 倉松  
高 644石9斗0升6合 上堤根株  
堤通、往還、10ヶ領、9ヶ領半。  
高 626石2斗6升1合 南側  
高 18石6斗4升6合 中郷

1. 高 6 3 6 石 5 斗 3 升 8 合 本郷村  
堤通、往還、10ヶ領、9ヶ領半  
深井、倉松。

高 5 8 0 石 6 斗 5 升 6 合 南側

高 5 5 石 8 斗 8 升 2 合 中郷

1. 高 3 9 9 石 8 斗 7 升 0 合 大塚村  
堤通、往還、10ヶ領  
深井、庄内。

高 1 2 7 石 7 斗 4 升 3 合 9ヶ領半、中郷

高 2 7 2 石 1 斗 2 升 7 合 北側

高 2 0 1 石 1 斗 7 升 9 合 安戸

1. 高 3 3 0 石 6 斗 3 升 4 合 蓮沼村  
堤通、往還、10ヶ領  
庄内、深井。

高 2 6 6 石 4 斗 8 升 6 合 9ヶ領半、中郷

6 4 石 1 斗 4 升 8 合 北側

NO 7 0

高 1 3 0 石 0 斗 0 升 0 合 安戸

1. 高 7 7 7 石 3 斗 7 升 6 合 才羽村  
堤通、往還、10ヶ領  
庄内、深井

高 6 9 石 9 斗 6 升 1 合 南側

高 1 4 3 石 8 斗 9 升 6 合 中郷

高 2 1 3 石 8 斗 5 升 7 合 9ヶ領半

高 5 1 7 石 5 斗 1 升 7 合 北側

高 1 5 8 石 5 斗 9 升 0 合 安戸

1. 高 7 4 2 石 8 斗 3 升 6 合 並塚村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、深井

高 3 7 7 石 6 斗 4 升 0 合 9 ヶ領、南側

高 3 6 2 石 9 斗 0 升 3 合 北側

高 1 5 石 3 斗 2 升 0 合 倉松

高 3 0 7 石 0 斗 1 升 8 合 安戸

高 1 3 9 石 8 斗 4 升 5 合 神扇

高 7 2 7 石 2 斗 1 升 1 合 庄内

1. 高 1 0 4 8 石 4 斗 3 升 8 合 佐左衛門村  
堤通、往還、1 0 ヶ領  
深井、庄内

高 6 2 8 石 3 斗 0 升 8 合 9 ヶ領、中郷

高 4 2 0 石 1 斗 3 升 0 合 北側

高 6 5 0 石 0 斗 0 升 0 合 安戸

高 3 9 8 石 8 斗 2 升 6 合 神扇

NO 7 1

1. 高 7 1 石 0 斗 2 升 0 合 広戸沼村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、深井  
北側、庄内、神扇

1. 高 3 3 1 石 5 斗 2 升 1 合 遠野村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、深井  
神扇、庄内

高 1 7 5 石 5 斗 9 升 6 合 9 ヶ領、中郷

高 1 5 5 石 9 斗 2 升 6 合 北側

## 上郷村々

1. 高 2 4 4 石 8 斗 4 升 1 合 大島村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、9 ヶ領半  
深井、倉松、安戸、庄内

高 2 0 0 石 0 斗 0 升 0 合 南側

高 2 4 石 8 斗 4 升 1 合 中郷

1. 高 4 2 9 石 9 斗 9 升 7 合 茨島村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、9 ヶ領半  
深井、倉松、安戸、庄内

3 2 9 石 9 斗 9 升 7 合 南側

1 0 0 石 0 斗 0 升 0 合 中郷

1. 高 8 0 3 石 8 斗 7 升 9 合 下高野村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、9 ヶ領半  
南側、深井、倉松、安戸、庄内

NO 7 2

1. 高 2 9 8 石 3 斗 5 升 4 合 下野村  
堤通、往還、1 0 ヶ領、9 ヶ領半  
南側、倉松、安戸、庄内、深井

## 覚

権現堂川通り

水防人足明俵割賦

1. 堤 長 5 8 9 5 間

此人足 1 2 5 0 人

但 高 1 0 0 石に付き 5 人掛

1 0 間に付き 2 人掛

1. 明 俵 4 6 0 0 俵

但 高 1 0 0 石に付き 1 1 俵半

此 訳

人足 3 9 人 所は松石村

明俵 8 9 俵 清 地 村

繩 3 0 房

右の通り御普請役鶴田初三郎様、上高野村  
に御詰め遊ばされ節相極り申し候。

安永元辰年

(幸手領内鏡、深井家文書)

NO 7 3

幸手領内の組合村は、上郷・下郷に分けられて分担をさだめ、村高を基準として、施設の設備や普請、水防等の費用及び人足役を負担しました。

参考 農村 大石慎三郎著 近藤出版社  
新編武蔵風土記稿

杉戸ものがたり  
(3)

深井滋男

## 目 次

貝塚のつくられたころ	1
米づくりのはじまったころ	5
古墳のつくられたころ	7
奈良、平安のころ	10
鎌倉、室町のころ	12
江戸のころ	16
町の開発	16
村高と支配者	17
農民の統制	22
村のしくみ	24
年貢	27
土地売買の禁止	30
作付制限令、分地制限令	31
宿場と街道	32
農民のくらし	35
村の神と家の神	37
念仏講、社寺参詣	39
往来手形	41
力石	42
往来手形（読み下し）	43
町の俳壇	44
盆踊り	46
農事暦と年中行事	48
六斉市	60
河岸	62
用水	64
水害の歴史	74

助郷	78
治安維持と八州様	80
鷹場と村	84
農具考	87
農民の教育	94
寺子屋、恭儉舎、豊秋教舎、和算	
人の一生	102
芸能	112
茨島の神楽、大塚の神楽	
幕末のころ	114
明治のころ	120
新しい町村のしくみ	120
新しい教育	124
地租改正	126
郡役所	128
あしがき	132

## 水害の歴史

杉戸町は利根川、古利根川、江戸川、元荒川などにかこまれ、用水路も整備されて、豊かな穀倉地帯をなしています。

しかし、低湿地である町はひとたび台風による大雨や、長雨が続きとたちまち洪水に見舞われます。

「埼玉県の気象災害」によれば、約2年に一度の割合で、本県のどこかで水害を受けています。

近世になってからの記録をたどると次のような水禍がありました。

年号	西暦	月 日	被 害
慶長 元	1596	6.	関東に洪水、太井川の氾濫
〃 10	1605	9. 22	関東、諸国で大風、大水
〃 19	1614	10. 1	関東、諸国大風雨、洪水
元和 3	1617	5. 11	関東、諸国大風雨、洪水
〃 10	1624	7.	江戸洪水、利根川氾濫
寛永 8	1631	10. 13	関東、諸国大風雨、洪水
慶安 4	1651	11. 25	江戸大風雨、被害
万治 3	1660	9. 3	関東、諸国大風雨、洪水
寛文 2	1662	7. 28	関東、諸国大風雨、洪水
〃 10	1670	7. 19	関東、諸国大風雨、洪水
〃 11	1671	9. 29	江戸大水、(浅草川洪水)
延宝 2	1674	9. 15.16	関東、諸国大風雨、被害
〃 8	1680	8. 29	江戸大風雨、洪水
〃 9	1681	9. 28	関東、諸国大風雨、被害
貞亨 4	1687	10. 13.14	関東、諸国大風雨、洪水
元禄 7	1694	9. 26	江戸洪水

年号	西曆	月 日	被 害
元禄 1 1	1 6 9 8	9. 8	関東、諸国大風雨、被害
〃 1 4	1 7 0 1	9. 1 9	関東、諸国大風雨、被害
享保 6	1 7 2 1	9. 5.11	関東、諸国大風雨、洪水 古利根川氾濫、
〃 8	1 7 2 3	9. 9	関東、諸国大風雨、洪水
〃 1 3	1 7 2 8	1 0. 4	関東、諸国大風雨、洪水 諸川氾濫、被害甚大死者多し
〃 1 5	1 7 3 0	1 0. 1 0	関東、諸国大風雨、洪水
寛保 元	1 7 4 2	8. 2 5	関東、諸国大風雨、洪水 権現堂堤決壊、利根川水系氾濫
〃	〃	9. 6	関東、諸国大風雨、洪水
寛延 2	1 7 4 9	9. 2 4	江戸大風雨、洪水
宝暦 1 3	1 7 6 3	1 0. 9	関東、諸国大風雨、被害
明和 2	1 7 6 5	9. 1 6	関東、諸国大風雨、洪水
〃 8	1 7 7 1	1 1. 1 2	江戸烈風雨、被害、 船遭難 4 0 人死亡
安永 3	1 7 7 4	7. 3 1	江戸大風雨、洪水
〃 8	1 7 7 9	1 0. 3.4	関東、諸国大風雨、洪水
天明 3	1 7 8 3	7. 1 6	関東、諸国大風雨、洪水
〃 6	1 7 8 6	8. 5.10	関東、諸国大風雨、洪水 権現堂堤決壊
享和 2	1 8 0 2	7. 2 6	関東、諸国大風雨、洪水 権現堂堤決壊
文化 6	1 8 0 9	1 0. 2	関東、諸国大風雨、被害 民家多く破損

年号	西暦	月 日	被 害
文化 1 3	1 8 1 6	9. 2 4	関東、諸国大風雨、洪水
文政 5	1 8 2 2	7. 2 9	江戸大風雨、洪水
〃 6	1 8 2 3	7. 2 8	関東、諸国長雨、洪水
〃 〃	〃	9. 2 1	関東、諸国大風雨、被害 江戸 1 2 0 0 人死亡 4 8 0 人けが
〃 7	1 8 2 4	8. 1 8	江戸大風雨、被害
〃 〃	〃	9. 5	関東、諸国大風雨、洪水
〃 1 2	1 8 2 9	8. 3 0	江戸大風雨、洪水
天保 4	1 8 2 2	9. 1 4	関東、諸国大風雨、被害
〃 6	1 8 3 5	7. 2 4	関東、諸国大風雨、洪水 利根川堤押し切る
〃 7	1 8 3 6	8. 2 9	関東、諸国大風雨、洪水
〃 〃	〃	9. 1 1	江戸大風雨、洪水
〃 1 1	1 8 4 0	1 0. 5	江戸大風雨、洪水
弘化 3	1 8 4 6	7. 2 3 ~ 8. 2 1	全国的長雨、洪水 利根川水系の諸川氾濫 杉戸町一帯は大被害
〃 〃	〃	8. 2 8	関東、諸国大風雨、洪水
嘉永 5	1 8 5 2	9. 4	関東、諸国大風雨、洪水
安政 6	1 8 5 9	8. 2 3	関東、諸国大風雨、洪水
万延 元	1 8 6 0	9. 9	江戸大風雨、洪水
文久 3	1 8 6 3	1 0. 1 3	江戸大風雨、被害
〃 〃	〃	1 1. 1 0	江戸大風雨、被害
元治 元	1 8 6 4	9. 8	江戸大風雨、被害

慶応 元	1 8 6 5	8. 6	江戸大風雨、洪水
〃 2	1 8 6 6	9. 4	関東、諸国大風雨、被害

これらは記録に残っているものだけですが、このように風水害はひんぱんに襲ってきました。

この風水害がすべて杉戸地方に被害を与えたとは限りませんが、低地帯であるうえ大小の河川が流れこんでいる地帯でありますから、いつでも多少の被害はこうむったことでしょう。

参考、日本史分類年表 桑田忠親監修 東京書籍  
三郷の歴史 白石敏夫著 崙 書房

## 助郷（すけごう）

大名行列や幕府の役人が公用で通行するとその荷物を運ぶために宿場付近の農民や馬は動員されました。この制度を「助郷」といいます。

杉戸宿の助郷村は次のとおりです。

元禄9子年大助郷と唱（とな）え候。其後享保8卯年定助郷に改め仰付られ候。初めは20ヶ村これあり、助郷帳は、問屋長左衛門方へ預け置く。

助郷惣高

1 高 13764石

杉戸宿御傳馬助郷23ヶ村

葛飾郡下郷

1 高	779石	清地村
1 高	558石	倉松村
1 高	777石	才羽村
1 高	742石	並塚村
1 高	330石	蓮沼村
1 高	399石	大塚村
1 高	644石	上堤根村
1 高	1933石	堤根本村
1 高	1048石	佐左衛門村

内 110石新田

合 高 7210石

葛飾郡中郷

1 高	429石	茨島村
1 高	331石	遠野村
1 高	643石	安戸村

1	高	230石		上戸村
1	高	265石		吉野村
1	高	224石		大島村
1	高	800石		下高野村
1	高	312石		下野村
合	高	3243石		

## 埼玉郡向領

1	高	103石		蓮谷村
1	高	833石		須賀村
1	高	818石	内394石 東	} 桑原村
			内424石 西	
1	高	316石		中島村
1	高	862石		百間村
			内316石本村	
1	高	380石		中村
合	高	3311石		

(懐中鏡、深井家文書)

この高により村は、100石に付き人足2人馬2疋の割合で動員されました。労働夫役が原則でしたが、後には金銭代納が一般化されました。

交通量の増加にともない課役は次第に頻繁になり、これが農村疲弊の原因となり、ついには一揆を起こす村もすくなくなかったといわれています。

## 治安維持と八洲様

当時の警察権は、各々自分の支配領下だけにきり力が及びませんでした。支配関係の入り組んだ関東では大きな犯罪が起きても容易に検挙することができなかつたので、関東の治安は大いにみだれました。

こうした現状から幕府は、文化2年（1805）に関東取締出役を設け、これが俗にいう八州様です。

関東の治安維持の強化を目的とするもので、天領及び私領・寺社領に警察権を行使しました。

その権力は、「泣く子も黙る」といわれ、はじめは8人でしたが、のちには15、6人になりました。

文政期にはいると村落の荒廃が一層激化し、関東の治安が乱れ従来の巡察では取締効果があがらず、文政10年（1813）に文政改革が実施されました。

その内容は、近隣の数か村を組み合わせる小組合を、さらに小組合を集めて数10か村ずつで大組合を組織しました。

そして、小組合には小惣代、大組合には大惣代が置かれました。

八州様が巡察する時は、各村から道案内が1、2名出ました。岡ツ引（おかっぴき）に当たる者です。道案内集合場所を寄場（よせば）といって、白州（しらす）や牢屋がありました。

たいていは宿場にありましたが、当宿では今のところその場所は明らかにされていません。

深井家文書『諸鑑』は「御改革組合」を次のように記しています。

御改革組合

1. 高 2 2 1 7 0 . 7 2 8 石

杉 戸 宿

外 4 1 ヶ村

葛 飾 郡

内

1. 高	1 1 6 6 . 3 1 0 石	杉 戸 宿
1. 高	7 7 9 . 2 6 6 石	清 地 村
1. 高	3 . 5 3 8 石	大寿院新田
1. 高	5 5 6 . 3 3 8 石	倉 松 村
1. 高	2 5 7 7 . 8 1 4 石	堤 根 村
1. 高	7 4 2 . 5 7 4 石	並 塚 村
1. 高	7 8 3 . 7 8 1 石	才 羽 村
1. 高	3 3 0 . 6 3 4 石	蓮 沼 村
1. 高	3 9 9 . 8 7 0 石	大 塚 村
1. 高	1 0 5 8 . 0 6 4 石	佐左衛門村
1. 高	7 1 . 2 0 0 石	広戸沼 村
1. 高	8 1 5 . 1 5 1 石	下高野 村
1. 高	2 9 8 . 3 5 4 石	下 野 村
1. 高	2 2 4 . 8 4 1 石	大 島 村
1. 高	2 6 5 . 1 4 4 石	吉 野 村
1. 高	2 2 6 . 4 4 4 石	上 戸 村
1. 高	6 3 6 . 2 3 6 石	安 戸 村
1. 高	3 0 1 . 7 3 5 石	大島 新田
1. 高	3 3 1 . 6 2 1 石	遠 野 村
1. 高	4 2 9 . 9 9 7 石	茨 島 村

1. 高	1 7 7 5.	3 1 9 石	惣 新 田
1. 高	6 0.	1 1 4 石	高須賀 村
1. 高	7 4.	9 9 2 石	下宇和田村
			埼 玉 郡
1. 高	3 7 9.	1 9 7 石	中 島 村
1. 高	4 1 8.	5 7 8 石	中 村
1. 高	1 0 0 9.	1 2 0 石	百 間 村
1. 高	8 3 2.	7 1 4 石	東 村
1. 高	1 1.	1 1 9 石	逆井四ヶ村
			受 新 田
1. 高	1 9.	6 0 1 石	逆井蓮谷村
			新 田
1. 高	1 1 1.	0 3 5 石	蓮 谷 村
1. 高	8 9 5.	7 4 6 石	須 賀 村
1. 高	4 2 8.	5 6 4 石	東条原 村
1. 高	4 7 5.	9 7 1 石	西条原 村
1. 高	1 6 0.	8 0 0 石	爪田ヶ谷村
1. 高	3 2 6.	8 5 6 石	下野田 村
1. 高	4 5 7.	1 8 6 石	上野田 村
1. 高	2 4 4.	8 9 5 石	白 岡 村
1. 高	3 7 7.	5 4 2 石	新 宿 村
1. 高	4 1 2.	2 6 3 石	小久喜 村
1. 高	1 7 8.	1 9 2 石	寺 塚 村
1. 高	1 7 3.	2 5 8 石	城 村
1. 高	1 3 3 3,	7 9 6 石	篠 津 村

参考、埼玉の近世史話 埼玉近代史研究会  
古文書解読用語事典 池田正一郎著 新人物往来社

## 鷹場と村

「泣く子も黙る」といって、恐れられたのは八州様だけではなく。鷹匠や鳥見役もまた、農民にとっては恐ろしい存在でした。

彼らは天領・私領・寺社領を問わず回村し、鳥見役は警察権を行使しました。鷹匠などは役目をかさに土足で座敷へ上がりこみました。

鷹場は、将軍の鷹狩りのための特定の場所のことで、この地域の野鳥の保護をしましたが、江戸城防衛のための治安維持の狙いもしていたようです。

幕府の鷹場が指定されたのは、寛永5年（1628）のことで、江戸周辺5里（20キロメートル）以内の地を指定しました。

それが、元禄6年（1693）に「生類あわれみの令」に関して、放鷹は一時廃止されましたが、享保元年（1716）8代将軍吉宗のとき、放鷹制は再び復活しました。

鷹匠は、鷹の飼育や訓練など鷹に関する一切のことを掌り、将軍の鷹狩りに従って奉仕しました。

鳥見は、鷹場の管理を職掌とし、鷹場の村々を巡回して野鳥の繁殖状況や鷹場の整備状況を視察し、将軍の鷹狩りが近づくとも餌をまいて鳥付けをよくするのも重要な仕事でありました。しかし、鳥見は鷹場管理を表面の任務とし、実際は地方探索が本務だといわれました。

鷹場は、天領・私領・寺社領の区別を超えて一円に置かれました。はじめは、江戸周辺5里以内の地でありましたが、のちには新鷹場と称し10里（40キロメートル）以内の地に広がりました。

鷹場村は、11ヶ領284ヶ村、高14万石の地で杉戸町の大部分は、鷹場村（捉飼場村といった）に指定されました。

鷹匠頭は戸田家と内山家の世襲で、この地域は戸田五助組の受け持ちでした。

鷹場村は鷹場住民が守らねばならない次ぎのような「御鷹場證文」

の受け書を差し出さねばなりませんでした。

### 差上申御請證文之事

1. 御鷹場村々従 御 公儀様被 仰出候通り御条目之趣堅相守  
可申候御鷹鳥者不及申ニ諸鳥ニ至迄殺生為致申間敷候
1. 御法度之四季打鉄砲所持致間敷候事
1. 御捉飼御用之節飼犬飼猫等ハ不及野犬野猫等迄繫置候様小前  
江申付候事
1. 疑敷相見へ候御鷹方御場所江御入込御鷹遣被成候ハハ御焼印  
引合セ可申候事  
付 合札違候か不致所持候ハハ早々相届可申候事  
此ヶ条文化 1 1 戌年末ニ相認
1. 御鷹宿被 仰付候節火之元念入大切ニ可仕候事
1. 餌指衆たりといふ共御鷹鳥江障り候ハハ早速相届可申候勿論  
旅餌指衆宿相頼み候共御焼印札引合宿可申付ク候若シ一宿之  
内ゆすりが間敷儀申候ハハ留置相届可申候事
1. 病鳥落鳥有之候ハハ不隠置番人を付置早々相届可申候事
1. 8月より翌3月迄之内人寄ケ間敷儀仕間敷候併無扱神事仏閣  
一日之祭礼有之節者前以相届指図を請相始可申候事
1. 沼川用悪水堀通りニ而8月より翌3月迄之内魚殺生堅仕間敷  
候尤御制禁之高札立置可申候事
1. 御法度之鳥売買仕間敷候若シ脇より参り売買仕候ハハ捕置  
早々相届可申候事
1. 鉄砲其外何ニ而者鳥殺生仕候もの見付候ハハ捕置相届可申候  
事
1. 御鷹仮橋之儀先規より懸来り候場江ハ8月ニ至り候ハハ掛渡  
置可申候若シ手都合ニ寄場所替又者余慶ニ懸渡候節者何れへ

堀筋成り共違背申間敷候事

1. 御鷹匠様方隣村御止宿被遊野場御通懸之節急用ニ而居会候農人又者百姓家ニ立寄御用之趣被 仰付候ハハ無遅々相勤御用間会候様可仕候勿論右之趣村中小前ニ不漏様申付置差支無之様可仕候事

1. 飼鳥之儀水鳥ハ不及申ニ小鳥ニ至迄飼鳥為致申間敷候事

1. 戸田五助様より奉預置候御焼印札随分大切ニ

可仕候若シ虫喰等者出来致候ハハ早々相届可申候事

右ケ条之趣被 仰渡承知仕村中惣百姓寺社領門前百姓並ニ地借店借末々召使之者迄急度申付為相守可申候若シ違背之者有之候ハハ何方可被 仰立候勿論貴殿御見廻り先ニ而何ニ而茂御非方成御取計少々茂無御座候為後日御請証文仍件如

酒井 玄 蕃

三宅源左衛門 知行所

高田庄右衛門

能勢 万 蔵

清 地 村

寛政 1 1 未年

名 主

組 頭

百姓代

中村小源次殿

参考、諸 鑑

埼玉の近代史話

鷹 場

深井家文書

埼玉近代史研究会

本間清利著 埼玉新聞社

(読み下し)

差し上げ申す御請証文の事

1. 御鷹場村々御公儀様より、仰せ出され候通り、御条目の趣堅く相守り申すべく候。御鷹鳥は申すに及ばず、諸鳥に至る迄殺生致させ申す間敷く候。
1. 御法度の、四季打ち鉄砲所持致し間敷く候事。
1. 御捉え飼い御用の節、飼い犬飼い猫等は及ばず、野犬野猫等迄繋ぎ置き候様、小前へ申し付け候事。
1. 疑わ敷く相見へ候御鷹方、御場所へ御入り込み、御鷹遣い成られ候はゞ、御焼き印引き合わせ申すべく候事。

付れたり

合い札違い候か所持致さず候はゞ、早々相届け申すべく候事。

此のか条文化11戌年末に相認める。

1. 御鷹宿仰せ付けられ候節、火の元念入り大切に仕るべく候事。
1. 餌指し衆たりといふ共御鷹鳥へ、障り候はゞ早速相届け申すべく候。勿論旅餌指し衆宿相頼み候共、御焼き印札引き合わせ宿申し付くべく候。若し一宿の内ゆすりが間敷き儀申し候はゞ、留め置き相届け申すべく候事。
1. 病鳥落鳥これあり候はゞ、隠し置かず番人を付け置き、早々相届け申すべく候事。
1. 8月より翌3月迄の内、人寄せが間敷き儀仕り間敷く候。併せて抛り所無き神事、仏閣一日の祭礼これある節は、前以て相届け、指図を請け相始め申すべく候事。
1. 沼川用悪水堀通りにて、8月より翌3月迄の内、魚殺生堅く仕り間敷く候。尤も御制禁の高札立て置き申すべく候事。

1. 御法度の鳥売買仕り間敷く候。若し脇より参り売買仕り候はゞ、捕え置き早々相届け申すべく候事。
1. 鉄砲其の外何にても、鳥殺生仕り候もの見付け候はゞ、捕え置き相届け申すべく候事。
1. 御鷹仮橋の儀先規より、懸け来り候場へは8月に至り候はゞ、掛け渡し置き申すべく候。若し手都合に寄り場所替え又は、余慶に懸け渡し候節は、何れへ掘筋成り共、違背申す間敷く候事。
1. 御鷹匠様方隣村御止宿遊ばされ、野場御通り懸かりの節、急用にて居合わせ候農人又は、百姓家に立ち寄り、御用の趣仰せ付けられ候はゞ、遅々無く、相勤め御用間に合わせ候様仕るべく候。勿論右の趣村中小前に、漏らさず様申し付け置き、差し支えこれ無き様仕るべく候事。
- 1 飼鳥の儀水鳥は申すに及ばず、小鳥に至る迄、飼鳥致させ申す間敷く候事。
1. 戸田五助様より預かり奉り置き候。御焼き印札随分大切に仕るべく候。若し虫喰等も出来致し候はゞ、早々相届け申すべく候事。

右か条の趣仰せ渡らせられ承知仕り、村中惣百姓、寺社領門前百姓並びに、地借り店借り末々召使いの者迄、急度申し付け、相守らせ申すべく候。若し違背の者これあり候はゞ、何方仰せ立たれべく候。勿論貴殿御見廻り先にて何にても、御非方成り御取り計らい少々も御座無く候。後日のため御請け証文仍て件の如し。

酒井 玄 蕃

三宅源左衛門 知行所

高田庄右衛門

能勢 万 蔵

## 農具考

近世の農村は、家族を単位とした小農を中心として構成されていました。

これまでの中世の土豪農民は、使用人を多く抱え馬や牛を持って、それを十分に使用することができましたから、「カラスキ」や「マグワ」を主な農具としてつかいました。

ところがこれとちがって小農民は、自分の手で「すきかえし」をしなければなりません。そこで人力による「クワ」や「スキ」が必要になりました。

こうして農民の体力に応じた「クワ」や「スキ」が改良されて普及しました。

また、脱穀・調整の千歯扱き（せんばこき）・唐箕（とうみ）・千石通しなどが発明されて、労働力が節約されました。

千歯扱きは、「後家倒し」の異名がつけられ、その日ぐらしの後家の失業問題までおこしました。

## 起耕具

### 鍬（くわ）

畝立てや土寄せに用います。

近世は鍬の時代といわれ、起耕具にはもっぱら鍬が用いられました。鍬には打ち鍬・打ち引鍬・引鍬の3種に分けられ、それぞれ荒起こし、粘質土の耕作、土の移動用に使われました。

田の荒起こしに用いる備中鍬（まんのう）は、江戸後期に普及した鍬で刃を又状にしたため、土の抵抗がすくなく作業能率が上がりました。

## 馬鍬（まぐわ）

田の代掻きに用います。

蓄力耕をしない地方でも代掻きには牛馬を使用しました。

## 踏鋤（ふみすき）

粘質土や土壌水分の多い湿地などの深耕用の農具で、おもに田面の排水をほどこしたり、野菜作りのため、刈り踏みの田に溝を掘ったりするために使われました。

江州鋤、京鋤、関東鋤と地方の土壌に応じた鋤が作られました。

## 鋤鍬（いぐわ）

いんぐわともいわれ、形態は鍬と鋤の要素を含んでいますが、踏鋤と同様の用途に使われました。

## 地ならしの農具

### 地ならし

櫛の台座に鉄製の歯がついています。

### えぶり

地ならしや穀物をかき寄せるのに用います。

## 除草具

### 草刈り大鎌（たち鎌）、草取り鎌

## 雁爪（がんづめ）

水田の除草具で、3、4本の鉄製の歯がついています。

## くさとりつめ

指先にはめて草を取ります。

## 施 肥

肥桶、ひしゃく

穴つき、穴肥用の穴つき具

## 灌 水

### 龍骨車

中世以来用いられ、享保ごろ踏車に代わりました。

### 踏車（ふみぐるま）

寛文年間の発明で、諸国に普及しました。

### 取桶（とりおけ）

手縄をつけ桶を2人で扱って水を田に上げます。

## 稲刈り

稲刈り鎌

## 稲架（けさ）

刈り取った稲を稲架にかけて干します。

## 脱穀、調整具

### 扱き箸（こきはし）

千歯の出来るまでつかいました。竹製、鉄製。

### 千歯扱き

麦用の竹製の歯のものが早く発明され、稲用の鉄製の歯のものは享保ごろ普及されました。

### 磨臼（すりうす）

木臼で粃を磨り、粃殻を除くます。

### 唐臼（かわうす）

近世中期より木臼に代わって普及した臼。竹などの外枠に粘土をつめ、櫛の歯を植えたもの。

### 唐棹（からさお）

麦や大唐麦の脱穀などに用います。くるり棒ともいいました。

## 選別用具

箕（み）でふるって粃殻を飛ばし、さらに篩（ふるい）

ゆり板、つりとおしなどを用いて選別します。

## 唐箕（とうみ）

円形の胴の中に羽根を設けこれを回して、風力により粃殻、塵芥など分別します。

## 踏臼（ふみうす）

精白に用います。

## 千石どおし（せんごくどおし）

ついた米と糠とを分別します。万石どおしともいいます。  
江戸中期より普及しました。

## 俵づめ

梶（ます）と斗搔（とかき）を用いて米を俵につめます。

## その他の農具

### 鋤簾（じょれん）

土砂をすくう道具。

槌杵（つちぎね）、豎杵（たてぎね）、臼、斧、なた

参考、 農民生活史事典  
農村

大石慎三郎著

柏書房  
近藤出版社

## 肥料

近世の農業では施肥をすることが欠くことのできないほど、肥料の重要性は高まりました。

では、その肥料のいろいろを見てみましょう。

### 苧敷（かりしき）

古くから行われた施肥法で、樹木の葉を枝ごと苧り取って田にいれたり、草をそのまま田にすきこみます。苧敷は稲作の重要な基肥でありました。

れんげ草や、川や池、沼の藻なども利用されました。

### 厩肥（うまやごい）

汚れた糞・馬糞など。

### 灰

草木灰、古くから自給肥料として使われたが、近世中期ころには購入して使用するまで、広くつかわれました。

### 糠

灰とならんで多く使用されました。購入肥料。

### 下肥

人糞尿は自給肥料であったが、近世に入ると都市周辺では購入肥料の性格を帯びてきました。

## 干鰯（ほしか）

近世中期以降、最も広く使われた購入肥料です。

## 油粕

近世の肥料の中で、次第に重要な購入肥料となりました。

### 参考史料

「 1. 田方こやし之儀田1反ニ付干か2表より2表半  
くらい入申候馬屋こい5、6駄積り入申候  
但村中（田畑合34町8反5畝）干か代金  
20両程調申候大積を以書上申候 」

（享保14年{1729}葛梅村{現鷺宮町}村差出明細帳より抜粋）

参考、	農村	大石慎三郎著	近藤出版社
	農民生活事典		柏書房
	武蔵国村明細帳集成		小野文雄編

## 農民の教育

### 寺子屋

江戸時代の中期頃になると、庶民を対象とした寺子屋が、町や村の各所に普及しました。

これは8代将軍吉宗が、庶民の教育を奨励してから隆盛になったといわれています。

享保7年（1772）7月に、将軍吉宗の命によって町奉行の大岡越前守が、江戸市内の手習い師匠を奉行所に集めて、「弟子どもへ行儀作法よろしく相成るよう、教諭油断なく心がけ候よう」と申し渡しました。

どこの寺子屋にも掟書（おきて）があつて、その文は一定していませんが、大体次のようなものでありました。

1. 師匠と父母の申し付を守るべきこと。
1. 礼儀を重んじ行為を正しくすること。
1. 朋輩（ほうばい）互いに睦まじくすべきこと。
1. 喧嘩（けんか）口論を為すべからざること。
1. 食物金銭など持参すべからざること。
1. 途中にて高声悪戯（いたずら）なすべからざること。

（以上男子の教場）

1. 顔のよしあし。
1. 着物のよしあし。
1. 家のくらしむき。
1. 我ままのふるまい。

1. 男の子のうわさ。
1. たんき。
1. 中ぐち。
1. つげぐち。
1. むだぐち。
1. 耳こすり。
1. たかわらい。

(以上は女子の教場)

右決して為すべからず、背くものは七ツ時（午後4時ごろ）まで留め置き候こと。

弟子入りはだいたい7才が普通で、習慣として2月の初午の入る子が多いようでした。しかし、都合のいい時に入ることもできました。

弟子入りの時は前もって師匠に話しを通じておいて、いいとなつてから子供を連れていきます。この時は必ず女が連れていくことに定まっていたいました。母か姉か女手が無い時は近所の女の人に頼んで連れていってもらいます。

束修（そくしゅう月謝、謝礼）は1朱か2朱で1分持っていくものは余程の大家に限られていました。金のない弟子ならば束修は免除してもらっても、子供への菓子を持つていくことにしていました。

せんべいなら100人分400文、最中なら1朱ぐらいでしょう。

道具は机、文庫、硯箱、白紙の折手本、草紙10冊（1冊は半紙1帖）、安政年間（1854～9）のこれらの代金は机と硯箱で250文から272文まで、筆が1本4文、墨1こ16文、半紙1帖が8文から10文ぐらいでした。（1文は計算の仕方で多少の差はありますが、現在の15円ぐらいでしょう。）

授業は朝5ツ（午前7時～9時）から始まって8ツ（午後1時～3時）までが普通で、今日のように日曜のような休暇はありません。

月謝として取る家は普通200文、月謝を取らない家は5節句に200文か300文、或は1朱ぐらいでした。

その他は夏の始めに畳銭として2、300文、冬の始めに炭銭として2、300文、盆暮れに砂糖袋に200文から2朱ぐらいまでを添えて持っていきました。

これらは師匠によってそれぞれ異なっていました。

毎月25日は天神様なので、その掛け銭が24文それで菓子を買って天神様へ供えて、その日は稽古を休んで弟子は菓子を分けてもらって皆で遊びます。

習うものはまず、いろは、次は123、それから先は師匠によって多少は違いますが、「町村の名を集めた町名や村名」や人の姓名頭字を集めた「名頭」などで、字を教えながら地名や人名を覚えさせます。

それから「百姓往来」「庭訓往来（ていきんおうらい）」などの往来もので大体の字と地理を覚えて、このほかに男は男の文体で、女は女の文体で手紙を習って、これでひと通り終わります。

大体に午前中は手習い、午後からは算盤（そろばん）となっていました。

師匠は多くは僧侶、修験者、医師、名主、浪人等でした。

この地域には、江戸にも近く富農や富商のあいだでは、子弟を江戸へ遊学させるという風が有りました。

## 恭儉舎

大島村の名主大島有隣（うりん）と関口保宣（やすのぶ）は、天明3年（1783）に江戸の中沢道二の主宰する、心学講舎「参前舎」

に入門しました。

心学は「町人の哲学」といわれ、みずからの生活倫理を積極的にうち出したものでありました。

天明5年有隣と保宣は、地元の有力者藤城吉右衛門の協力を得て、大島村に心学講舎「恭儉舎」を設立して、近郊農村に心学を普及しました。

有隣、保宣は恭儉舎の主催者としてはもちろん、道二没後は江戸参前舎の中心人物として活躍しました。

有隣は独自の神道主義にもとづく心学を普及しました。

著書には「心学初入手引書」（文政4年版）「信徳録」（天保10年版）などが広く知られています。

有隣の活躍は全国的に及び、関係した大名は30藩にも及びました。

保宣の活躍は、名代官といわれた伊奈忠尊（ただたか）に起用されて、赤山地方（川口市）で心学道話を行ったほか、有隣とともに江戸石川島人足寄場でも人足教諭のための道話を依頼されています。

## 文蔚堂（ぶんうつどう）と豊秋教舎

本郷村の大作家は代々教育家として知られました。

5代目忠三郎は狹谷（きょうこく）と号し、読み書きの塾を開いて村内の子弟に教授しました。

6代目助右衛門は有隣（うりん）と号し、さらに漢学を加え文蔚堂と称して広く門戸を開きました。

7代目暢（ちょう）は江戸の新井稻亭（神儒折衷派）に学び、慶応4年帰郷して文蔚堂を豊秋教舎と改め、師説を受けて「神聖揆一」の説を基とし、漢学を併せて青少年の教育に当たりました。

## 主な寺子屋

所在地	師匠の名前	身分	開かれた時期
杉戸宿宝性院	快 良	僧	文政の頃 1818～27
〃	快 暁	〃	嘉永の頃 1848～51
清地村	秋葉八兵衛	農民	文化の頃 1804～17
倉松村	鈴木織右衛門	武士	明治初期 1868
〃	〃 貞 三	〃	〃
下高野村東大寺	道 珍	僧	不明
〃	道 甫	〃	〃
〃	道 顕	〃	〃
大島村	関根 武 啓	農民	嘉永の頃 1848～51
堤根村	渡辺 義 実	神官	不明
〃	青木 繁	不明	〃
蓮沼村	大塚 文 超	〃	天保の頃 1830～43
〃	田中猷右衛門	〃	嘉永の頃 1848～53
才羽村	長谷川又右衛門	〃	不明

農村の寺子屋は、農閑期に開かれて春の草餅を食べる頃に閉鎖されるので、先生は草餅師匠とも呼ばれました。

## 和算

化政期頃（1804～29）この地域には、和算（日本の数学）が普及しました。

和算家がこの地域の名主や、豪農の家に長期滞在して教授したからといわれています。

和算を学ぶもののあいだでは、むづかしい自作の問題を出して、その解答をもとめます。答えのできた人は、その解答に自分の問題をつけて公表します。そして、つぎつぎ受けついたのであります。

これを遺題（いだい）といいまして、和算の発達にたいへん役立ちました。

小淵の観音様には、並塚村の「福田孫市」という人の「算額」が奉納されています。

注「算額」和算家が自己の発見した数学の問題や解法を書いて神社などに奉納した絵馬。

さて、農村を本位とした和算は、租税や土木工事から測量などを含めて、いろいろ研究されました。

『算法地方大成（さんぽうじかたたいせい）』（秋田義一編天保8年1837）の中から少しばかり抜いて見ましょう。

「天災にて格別に不作なれば、検見の上、3分以上の損耗は其分引方致すべし、然れども巨細（こさい）に吟味を詰めるときは、3分以上の損耗先は少なし、百姓見込みにて、4分又は5分の損耗申立てるとも、坪刈り糶寄せの上にては多分3分に届くこと稀なり…」

このように地方（じかた）の算法というものは、農業生産力を基礎としました徳川封建時代の地方役人には、全くふさわしいものでありました。

参考、江戸雑稿	岩井良衛著	朝日新聞社
農民生活事典		柏書房
郷土誌事典「埼玉県」		昌平社
さんぽ道		杉戸町教育委員会
日本の数学	小倉金之助著	岩波書店
広辞苑	新村出著	岩波書店
杉戸町の歴史		杉戸町史編さん室

## 人の一生

人生の節目ごとに行われる儀礼・習俗は家族・村などの諸集団を前提として行われます。

個人にとっては、誕生から死ぬまでが「人の一生」であります。

これらは家族、村などの集団によって執り行われます。

また、人の一生の習俗のなかで育児・婚姻・葬送の三つの儀礼が最も重要なものであります。

産後の儀礼には7才までが神のうちといわれ、赤児の不安定な魂をより安定させるための儀礼が多い。

3日目にはじめて着物を着せる祝い、名づけ、7日目のお七夜、32日目（男児）または33日目（女児）のお宮参り、100日目の食い始め、初節句・初誕生、さらに七五三の祝いと続きます。

### 3月の節句

流しびな、紙製のひな人形で、人形に身の汚れをうつして川に流します。

当時の農村の家庭では、粘土製のひな人形を飾りました。

### 5月の節句

菖蒲など香気の強い草の葉を軒につるします。一般には鯉のぼりや人形を飾りました。

### 七五三の宮参り

天和元年（1681）から11月15日に行われるようになりました。それまでは日も一定せず男女祝う年も違い、それぞれ吉日を選んで氏神にお参りしました。

3才・7才の女の子は「帯びの祝い」で付け紐をとって帯をしめ、男の子は5才で、「袴着の祝い」といって袴をつけました。

「七五三」といいだしたのは明治以降で、商業政策から盛大になりました。

## 初誕生

誕生前に子供が歩いた場合餅を背負わせます。

## 婚姻

婚姻は、婚約と婚礼（祝言）との二段に分かれ、仲人が重要な役割を担っています。婚約が整うのは結納であり、酒肴を仲人が携えて嫁方を訪れ、酒を飲み婚約成立祝いをします。

婚礼では、まず婿の一行が嫁方に行き、ついで嫁入りが行われますが、嫁の出発時や入家時に種々の儀礼がともなう場合も多く、途中に中宿が設けられることもあります。

祝言も床盃・夫婦盃・親子盃などの儀礼と披露との二段に分かれますが、夫婦盃・親子盃などが行われるようになったのは、比較的新しい段階といえます。

農民の間では、村内婚が多かったようです。だから、見合いというような手順に重きをおかず、婚約も婚礼も簡単なことが通例でありました。

家によっては、婚約が整うと嫁は足入りと称して、仮祝言をして婿方に入り、衣類などは実家に置き、相当期間をおいて本祝言をしました。

男女の交際は自由な雰囲気であり、結婚も当事者の自主性に負うところが多いようでした。

しかし、結婚は「つり合わぬは不縁のもと」とか、「提灯に釣り鐘」のたとえ通り家格身分のつり合うことが第一でありました。

## 葬送

人が死亡すると、5人組の人たちが集まり親類・縁者・寺などへ告げ、道具作りをはじめとする葬式の準備などを行います。儀礼面でも、死の直後に使者を蘇生させるための「魂呼（たまよばい）」、死者の枕元に供える「枕飯」などの習俗があり、近親者による「湯灌」が行われ、死装束を着せて入棺します。こうした一連の葬送習俗も、地域によって多少は異なります。葬送は土葬が一般的でありました。

こうした祝儀や不祝儀があると、親類・縁者・近所から贈られた品物や金額を祝儀帳や香典帳をつくって記録しておきます。

では、当時の記録をざっと見てみましょう。

「 文化7年（1810）

11月26日

関次郎祝儀

あてるお七夜祝控帳

『 覚

- |    |                |       |
|----|----------------|-------|
| 1. | 金3分<br>樽<br>半紙 | 儀兵衛殿  |
| 1. | 帯<br>樽         | 藤 二殿  |
| 1. | 2朱<br>半紙       | 勝右衛門殿 |

- 扇子  
1. 500文 長兵衛殿  
半紙  
扇子  
樽  
外赤寫仕立産着

以下略

』 』

「 寛政6年寅年（1794）  
お美恵紐直（ひもなおし）祝儀  
霜（11）月24日

『 覚

1. 八丈寫本立 粕壁町  
扇子 吉兵衛殿  
樽  
1. 八丈寫本立 深輪  
扇子 忠 蔵殿  
樽  
1. 広物□□ 百間  
母  
1. 上□□帯 粕壁町  
6尺5寸 安左衛門殿  
200文 油屋  
樽 与 市殿

1. □□□□ 下  
くし 文右衛門殿  
こうがい  
花かんざし

以下略 』 』

「 庚嘉永6年（1853）  
ぬい紐解（ひもとき）進物並献立控  
丑11月17、18日

『嘉永6丑11月17日  
ぬい紐解客来控

進物略

11月17日女中衆子供客

献立

1. 冷酒

1. 吸物

〔 鳥  
白滝  
みつ葉

- |                       |   |  |
|-----------------------|---|--|
| 1. 硯蓋 (すずりぶた)         | [ | 大くわい<br>蓮根<br>長いも<br>板<br>たこ<br>さしみ<br>みかん |
| 1. 大皿                 | [ | むきみ<br>ぬた                                  |
| 1. 吸物                 | [ | さより<br>房風<br>あられ                           |
|                       |   | とり さかな                                     |
| 1. 酢蛸加一敷 (式)          | [ | 細根大根<br>かつら生が                              |
| 1. 焼物                 | [ | ぶり<br>あられ生が                                |
| 1. 指 (刺) 身<br>加一敷 (式) | [ | ぶり、毛大根<br>うご<br>わさび<br>もやし生が               |

## 本 膳

1. 生酢皿

もやし生が  
 白髪大根  
 猩々(しょうじょう)  
 房風  
 うど  
 ぶり

1. 汁

つみ入  
 青み

1. 猪口

はぜり  
 ゆり

1. 坪

長いも  
 たこ  
 いか

1. 平

大くわい  
 大しいたけ  
 切身  
 板  
 みつば

1. 引物

いか  
 石もち

同18日旦那方客来

4ツ時（午前9時～11時）

献立

多少異なるが前記に同じ。

以下略

』 』

「 文政10年（1827）

おてる祝儀之節控（婚礼）

亥11月

『 覚

1. 金1分

爪田谷村

半紙2状（帖）

傳右衛門殿

1. 扇子

松永屋惣五郎殿

2朱

半紙2状

以下略

』 』

「 宝暦6年（1756）子霜月13日

香典帳 2世一明唯心居士

『 出金銭

1. 金4兩卜銭4貫100文

- |         |       |
|---------|-------|
| 1. 金1両  | 村     |
|         | 清右衛門殿 |
| 1. 金1分  | 杉戸町   |
|         | 善右衛門殿 |
| 1. 200文 | 川島村   |
|         | 弥八郎殿  |
| 1. 金2分  | 幸手町   |
|         | 十蔵殿   |

以下略

』 』

「 宝暦6年（1756）子霜月13日

小遣帳

- |         |         |
|---------|---------|
| 『1. 10文 | したなわ1房  |
| 1. 10文  | 貝しゃくし2本 |
| 1. 35文  | はし5把    |
| 1. 88文  | 炭1俵     |
| 1. 116文 | 酒1升     |

以下買い物略

布施

- |             |      |
|-------------|------|
| 1. 金1両ト500文 | 道仏   |
|             | 医王院様 |

1. 500文

杉戸

地藏院様

1. 金1分

清地

来迎院様

以下略

』 』

参考、

深井家文書

農民生活事典

柏書房

百科大事典

平凡社

## 芸能

### 茨島の神楽

#### 由来

今からおよそ320年前の、明暦年間（1655～57）ごろ当地に悪疫が流行しました。このとき村の長老の夢枕に「この病を退散せしむるには、八坂神社に詣で祈願せよ。」とのお告げがありました。

そこで村民たちは相談しました。その結果数名の総代が、祇園の八坂神社に参詣して、悪疫退散の祈願をしました。

そして、ご分霊をうけて帰村し村に八坂神社を創建して、盛大にお祭りしました。そのとき、京都や途中の道々で傳習を受けてきた囃しや、三番叟を奉納しました。

おかげで悪疫は退散し、再び村に平和が戻りました。それ以来毎年7月13日から3日間を例大祭と決めて、神に感謝し、あわせて五穀豊穰、商売繁盛、家内安全を祈願して、囃しや神楽を奉納しました。

### 大塚の神楽

#### 由来

この村の芸能は、インキヨ（石島屋の屋号）の伊左衛門（安政6年生）からはじまります。伊左衛門が若い頃、正月になるとマサゴ（正月の獅子舞）をしに神田の親方のところに出向いていきました。その頃この村に神田囃しを伝えたといわれます。

やがて、息子の伊八（明治12年生）、孫の正（大正元年生）を軸に芸が伝承されてきました。この3代が中心となって草加市柿の木、駒崎瀧三太夫（神楽師）や春日部市内谷の波井喜

三郎（神楽師）から囃しや神楽を習いました。  
 また神楽は7月7日～15日迄八坂神社の祭礼である天王祭りに、各組の有志と呼ばれる家々の座敷で演じられてきました。

参考、さんぽ道 杉戸町教育委員会  
 昭、56年5月県立民俗文化センター（岩槻市）  
 の民俗芸能公演のプログラム。

『埼玉県の民俗歳事記』（倉林正次・美千子著）「月毎の暦7月の行事と芸能」に、当町関係の次ぎの行事と芸能が紹介されています。

7月13日	ノマワリ神楽	茨島	稲荷神社
7月15日	神明神社祭	杉戸	神明神社
〃	神楽	大塚	八坂神社
〃	祭り囃し	茨島	稲荷神社
〃	祭り囃し	大塚	香取神社

## 幕末のころ

嘉永6年（1853）6月3日4隻の黒船が突然浦賀沖に浮かびました。黒船来る！

日米通商の国書をたずさえたペリー来航の報に、鎖国の方針をとっていた幕府は、困惑するだけでした。

その支配者のあわてぶりを笑って、

「泰平のねむりをさますじゃうきせん

たった4はいで夜も寝られず」

（「じゃうきせん」は上等の茶名蒸気船にかけました。）

そのころ清地村の近津神社の境内では、句碑の除幕式が行われていました。

碑には、

「花 塚

秋の風さらに色なきものながら

二蝶

嘉永6癸丑（みずのえうし）年7月」と刻まれています。ここでもまた「黒船」が話題になっているようでした。

ところで幕府は、江戸をはじめ江戸沿岸の防備を、諸大名や旗本に通達しました。

この命を受けた各藩は国元から人夫を集め、武器や弾薬を江戸その他の防備割り当て地へ急行させました。

このため日光道中でもこれら大名家中の往来が頻繁で、傳馬の需要が多くなりました。

ついで翌嘉永7年1月14日ペリーは軍艦7隻を率いて、再度神奈川沖に来航し、幕府に条約の締結を強く迫りました。

道中の往来はますます頻繁さを増しました。この年の11月には東海道・日光道中・甲州道中の困窮宿の人馬、渡船賃銭が割り増しされ

ました。

ペリー来航は、幕府や諸大名を狼狽させたばかりでせなく、一般農民にも過酷な夫役を強制させました。

その後幕府は、安政元年（1854）3月にアメリカと、8月にイギリスと、12月にロシアとの間に和親条約を結び、続いて同5月（1858）6月にはアメリカとの通商条約を結び、ついでオランダ・ロシア・イギリス、9月にはフランスとも調印しました。

ここに200年にわたる長い鎖国政策はおわりました。

しかし、これを契機に攘夷と開国の抗争は、尊王か佐幕かの論争へと展開しました。

こうした折りから開国に反対する水戸浪士によって、万延元年（1859）3月3日井伊直弼が桜田門外において殺害されました。

幕府はペリー来航以降軍備の大改革に踏み切りました。

こうして先進国の軍事指導によって、陸海軍を編成し洋式化しました。

文久2年（1862）12月旗本に達せられた兵賦の制は、「兵賦は銃隊の組み立てにて差し置かれる」とか「兵賦の年齢は17才より45才までの壮健の者を選べ」また「なるべく知行所の者を出せ」といった軍役銃手の規定でありました。

こうして農民もまた動乱の渦中にまきこまれようとしていました。

そのへんの事情を次の史料により見てみましょう。

「慶応元丑年（1865）5月長防御征伐御進発につき、殿様御供仰せつけらる、同2月寅年7月我等上坂仰せつけらる、同10月殿様目出度く御帰府、一同御供仕り帰宅、御知行所国々恐悦申上げ奉り候て、同11月27日御酒を頂戴致し候。其節拝領候。」

史料は当時清地村の酒井領の割元名主をつとめた、浅右衛門家に伝わる「錫銚子」由来の箱書きであります。(深井家文書)

14代将軍家茂は第1次(元治元年1864)長州征伐について、第2次長州征伐を断行しました。

諸藩をはじめ旗本の面々は職場へ駆け付けました。その中に浅右衛門や知行所から招集された兵等がいたようです。

また一方では軍資金の割り当てがありました。

「 差上げ奉り候御請書の事

1. 今般大砲の旨、御請け遊ばされ致し候につき、1ヶ国金5両宛国々合金25両、当丑年より来々午年迄、6ヶ年の間都合150両上納つかまつるべき旨仰せつけらる。本文以下略

慶応元丑年5月

房州長狭郡寺門村	名主	清左衛門
総州武射郡新堀村	名主	市太夫
相州大住郡堀沼城村	名主	大森豊八
武州埼玉郡樋遣川村	名主	矢沢源兵衛
武州葛飾郡清地村	名主	深井浅右衛門

第2次長州征伐は、翌慶応2年8月20日将軍家茂の死により、翌21日幕府軍敗北のうちに、一時休戦の勅命が発せられました。

同年12月一ツ橋慶喜は15代将軍となり、幕府軍の立て直しを計りました。

このため農民の負担は更に重くのしかかってきました。

では、その史料を見ることにしましょう。

「 恐れながら書付を以って願ひ上げ奉候

御知行所

武州葛飾郡清地村

1. 金 1 5 0 両	太右衛門
1. 〃 2 0 両	利右衛門
1. 〃 1 5 両	淳 二
1. 〃 3 0 両	六左衛門
1. 〃 3 5 両	源右衛門
1. 〃 3 5 両	七兵衛
1. 〃 3 0 両	常 八
1. 〃 2 1 両	式右衛門
1. 〃 2 0 両	市兵衛
1. 〃 5 0 両	直五郎
1. 〃 3 0 両	浅右衛門
合 金 4 3 6 両	

右前書の者共一同申し上げ奉り候。

御進發につき、

御殿様御供遊ばさせられ、御上坂中前書の通り、御物入りかけさせられ御座候趣にそうらえども、御本家様御世話中の儀にて、御用金等も仰せつけられず候段、一同ありがたく存じ奉り候。

就いては、今般御国々恐れながら御冥加前書の通り、来卯年より来々酉年迄、7ヶ年に献金奉り致し度く候間、此の段御極め成し下されたく願ひ上げ候。

慶応 2 寅年 1 2 月

前書の通り

名 前 印

以下略

」

「  
 金400両  
 但1ヶ国ニ付  
 金80両宛  
 4ヶ国分

右は、今般兵賦御改革に相成り、  
 御公儀様へ御軍役金、年々御収納高の内半数づつ、御上金遊ばせ  
 られの趣仰せ聞かれ、右御上金相済み候国々にて、其の御軍役御  
 足金… 以下本文略

慶応3卯年3月

御代官様

御知行所

房州 名主

総州 //

相州 //

武州埼 //

武州葛 //

」

この種の史料は外に数件あり、当時の農民は重い年貢の上に、更に  
 苛酷な負担を強いられていました。

慶応3年（1867）10月には大政奉還となり、同12月に大政  
 復古の大号令が布告されて260年続いた徳川政権は終わりました。

しかし、武力倒幕を目ざした薩長浪士の、江戸攪乱工作に激昂した  
 幕府軍は、翌慶応4年1月鳥羽、伏見において薩長軍と交戦しまし  
 たが、幕府軍は敗走しました。将軍慶喜は大阪城を出て海路江戸へ逃  
 げ帰りました。

同年3月12日慶喜追討の官軍は品川宿に到着し、4月11日には  
 江戸城は無血開城され、慶喜は江戸を出ました。

さらに官軍は、奥州征討への軍を進めましたので、日光道中はこれ

ら武装兵の往来する殺伐とした軍事交通路と化しました。

参考史料、

「姫路少将様御舎弟、御別家酒井安房守様、御代々の当村御知行所にこれ有る処、時に慶応4戊辰歳（つちのえたつどし）3月上旬、徳川公駿州へ御引き移り遊ばされ、安房守様にも御供成らせらる、御知行天朝へ御差上げ候節、当主浅右衛門石出し、祖父以来忠勤相励み候につき、御褒賞として安房守様、御指し御腰物大小、下し置かれこれを永く帯刀致す旨、御直々に仰せ渡され、御懇の御意を蒙り有り難く相頂き奉る畢（おわんぬ）子々孫々万代相伝の者也。」

（深井家文書）

慶喜は慶応4年（1868）2月12日江戸城を出て、上野寛永寺大慈院にて謹慎し恭順の意を表し、4月11日江戸城が開城されると、水戸へ移り3ヶ月滞在しました。5月24日徳川家達が駿府70万石に封ぜられると、慶喜は7月19日に水戸を出発して、23日に駿府に入り宝台院にて謹慎しました。

家達はそれよりおくれて8月15日に駿府に入りました。

なお上記史料中の徳川公とは慶喜であるか、家達であるかは謎となっています。

## 明治のころ

### 新しい町村のしくみ

慶応3年（1867）10月徳川幕府は大政奉還をして、260年続いた政権の座から降りました。

これに変わって新政府の政治体制が打ち立てられ、府藩県3治制を採用して地方制度の改革に着手しました。

杉戸地方は、幕府の直轄領や旗本領であったためその領地はすべて新政府に接收され、同4年6月には下総知県事の所管になりました。

同年9月に明治と改元しました。

ついで明治2年（1869）2月に、同県が葛飾・小菅の2県に分割されて葛飾県の所管になりました。

さらに明治4年（1871）7月廃藩置県で、杉戸地方は埼玉県に属しました。このとき江戸川と庄内古川の間には、印旛県が（同年6月千葉県と改称）が置かれました。

その後、同8年（1875）8月に千葉県東葛飾郡の一部43ヶ村（泉地区を含む）が埼玉県に編入され、同9年8月に熊谷県は廃止されて、武蔵国に属する13郡を併合して、ほぼいまの埼玉県になりました。

明治4年4月4日に戸籍法が出ると、戸籍編成の必要から従来の御用組合を廃止して、行政区を設けました。

それは数ヶ村をまとめて小区とし、いくつかの小区をまとめて大区としました。大区には区長、町村の長は副戸長といました。

杉戸地方は、埼玉県第6区に編入されました。

この戸籍法によって、翌5年2月につくられた戸籍が、干支（えと）である壬申をとって「壬申戸籍」とよばれました。

同5年4月9日従来の町村役人である大庄屋・庄屋・大名主・名主

・組頭・年寄などの名称はすべて廃止し、戸長・副戸長・用掛りなどと改め、(区の戸長と重複) 従来の町村役人が取り扱ってきた事務はもちろん、新しい戸籍、そのほか土地、人民に関係のあることを取り扱わせました。

旧幕府時代から明治5年まで続いた名主・組頭・百姓代という、いわゆる地方(じかた) 3役の制度は廃止されました。

この時点での戸長は、従来の名主が名称を変えて行政事務を担当しました。

その後の正副戸長の任命を史料により見てみましょう。

「

深井伊一郎

第6区

清地村

倉松村

戸長申し付け候事

明治7年4月7日

埼玉県

御請け書の事

1. 私共の儀、今般戸長役拝命の御書付けを頂戴し、承知畏まり奉り候。よって其の御下げ渡し相成り候。職制に基づき諸事勉務仕るべく、これにより御請け書差し上げ奉り候。以上

明治7年4月7日

第6区清地村

深井伊一郎

」

NO 1 2 2

「

大橋 原 蔵 (清地)  
鈴木 与 八 (〃 )  
鈴木 淳 次 (〃 )  
大作彦右衛門 (〃 )  
木村 修 助 (倉松)  
白石藤右衛門 (〃 )

第 6 区清地村・倉松村副戸長申し付け候事。

明治 7 年 4 月 7 日

埼玉県

御請け書の事

1. 今般私共一同副戸長仰せ付けられ、承知畏まり奉り候。然る上は御下げ渡し相成り候。職制に基づき事務勉勵仕るべく候。これにより御請け書差し上げ奉り候。以上

明治 7 年 4 月 7 日

第 6 区葛飾郡

倉松村

清地村

大橋 原 蔵

大作彦右衛門

鈴木 与 八

鈴木 淳 次

木村 修 助

白石藤右衛門

」

とあり、正副戸長は府県長官から任命され、身分は官吏に准ずる（戸長は等外5等、副戸長は等外6等）とされました。

したがって刑法上にも官吏と同様にあつかわれました。

明治11年（1878）7月になると、三新法といわれる郡区町村組成法、府県会規則・地方税規則が公布され、大小区制が廃止されました。ついで同13年4月に区町村会法が公布されて、地方行政上に大きな変革をもたらしました。

このとき公布された郡区町村編成法というのは、さきに編成された区制（埼玉県第何区というような）の欠陥を正す目的で、県内の行政区画を郡・区・町村の3段階にわけ、県と区町村の間に郡を置き、郡毎に郡長1名を置きました。

郡長は県令（知事）の命をうけて、法律命令を郡内に施行し、一部の事務を総理するものとされました。

- |     |            |       |       |
|-----|------------|-------|-------|
| 参考、 | 深井家文書（懐中鏡） |       |       |
|     | 日本の歴史（20）  | 井上清著  | 中央口論社 |
|     | 〃（10）      |       | 読売新聞社 |
|     | 三郷の歴史      | 白石敏夫著 |       |

## 新しい教育

明治5年（1872）8月3日学制が發布されて新時代の教育が打ち出されました。

このころにはすでに寺子屋があって、手習いの場所にはこと欠きませんでした。

『杉戸町の百年』によると学制發布の前年に茨島村には「博愛校」が創設されて、小学校教育の第一歩が始まっていました。

ついで同6年（1873）下高野村の永福寺に高野学校、堤根村の馬頭院に新知学校（7年の説もある）、泉地区には向下河岸学校が創設され、同7年（1874）4月に杉戸宿横町の宝生院に杉戸学校（杉戸宿・清地村・倉松村の児童収容）、5月には深輪村に深輪学校、並塚村の大徳寺に時習学校、同8年（1875）10月には椿村に椿学校が創設されました。

こうして宿村の財政不足にともない、寺院や民家を転用して授業を始めました。

明治6年に「小学生徒心得」が、前年に設置された師範学校で定められました。これは、17条からなる心得で、朝の起床から始まり、早起き、洗顔（口もすすぐ）、父母に朝の挨拶、朝食、登校準備（筆・紙・書物など忘れ物ないように）そして家を出るときには、父母に挨拶。登校時間は授業の10分前、席に着くときには教師に礼をしてから、授業中はよそ見をするな、おしゃべりするな、教室には教師の許可がなければ入ってはならないなどと校内での規則が続きます。

最後の第17条は下校時のきまりとなります。道草食うな、無益なものを見るな、交通事故に遭わないように速く走らないこと。もっとも、気をつけなければならない相手は馬車とされていました。

当時の教育内容は、単語暗誦・習字などの国語中心で、徹底的なつめこみ教育でした。

また、師範学校出の教師による近代教育法が導入され、各地で掛図を使った教育が行われるようになりました。

就学する児童は江戸時代の寺子屋とちがい、椅子に腰掛けていっせいに勉強する小学校に変わりました。

学校の運用もさまざまに就学期間の単位を1年としたのは明治18年であり、新年度も4月1日からとなったのは同33年からでした。

多くの子供たちは、小学校で初めて近代教育制度に出会うことになりました。その小学校も子供たちが家事労働力として必要とされ、また経済的負担をとまなうところから就学拒否もありました。

明治13年（1880）になると就学率も50パーセントをこえるようになりました。しかし、穀倉地帯といわれる南埼玉・北葛飾方面は極めて低かったようです。

参考、	埼玉県の歴史	小野文雄著	山川出版社
	郷土史事典「埼玉県」		昌平社
	日本史ものしり事典		主婦と生活社

## 地租改正

新政府は財政の基礎を徳川時代と同様に、田畑の年貢収入によっていました。従ってはじめは旧制度をそのまま受けつぎ、租税を現物(米)で徴収しました。

ところが現物徴収では、その年の出来不出来で収入が違ってしまいます。収入が前もって決まらなくては、とても財政を計画的にすることはできません。

そこで、現物貢納制度を廃止して、現金徴収制度に改めることにしました。

その方法としてまず寛永20年(1643)3月、幕府が発した「田畑永代売買禁止令」を解除し、ついで地券を発行して土地の私有権を認めました。農地は將軍のものから農民のものに変わりました。

その地券には土地の価格を明記して、租税は100分の3と定めました。

これによって従来村落を対象としていた租税は、個人を対象とすることに変わったので、これまでの税法に慣れていた農民は困惑しました。

さだめし年貢も安くなるにちがいないと考えていた農民はその期待をうらぎられてしまいました。年貢は安くはなりませんでした。

そのため地租改正に反対する農民の声が全国各所にあがりました。なかでも茨城・三重の両県下では大々的な農民一揆となってあらわれました。

地租改正の目的は、以上のように現物貢納制度から、現金徴収制度にかえることであつたから、まず租税算定の基礎となる土地を測量して、その地価を定めなければなりません。

埼玉県が地租改正のために土地の測量をはじめたのは、明治8年(1875)3月からでした。

県では、地租改正による農民の動揺することをおそれて、測量に入る前に地方の徳望家を地租改正大惣代とし、県の役人と同行して各村を巡回せしめ、地租改正の重要性を説いて、十分に農民の納得を求めました。そのため埼玉県下では、それほど大きな問題もおこらず比較的小おだやかにおこなわれました。

なお地租は当初、地価の3パーセントと定められましたが、全国的な地租反対機運にあい、政府も明治10年(1877)には、これを地価の2.5パーセントに切り下げました。

改正事業が完全に終了したのは、明治12年(1879)のことで地租改正は、地方農民に最も大きなショックを与えました。

「 参考史料

北葛飾郡清地村

1. 田反別76町0反5畝11歩

収穫米1069石1斗3升6合 反米1石4斗

地租100分3 金1390円64銭2厘

2ヶ半 金1158円86銭8厘

1. 畑反別35町6反0畝07歩

収穫麦 528石6斗3升2合 反麦1石8斗

地租100分3 金 208円94銭2厘

2ヶ半 金 174円11銭8厘

(懐中鏡、深井家文書) 」

- |              |       |       |
|--------------|-------|-------|
| 参考、日本の歴史(20) | 井上清著  | 中央公論社 |
| 〃 (10)       |       | 読売新聞社 |
| 埼玉県の歴史       | 小野文雄著 | 山川出版社 |
| 三郷の歴史        | 白石敏夫著 |       |

## 郡役所

明治11年(1878)7月に三新法といわれる郡区町村法、府県会規則・地方税規則が公布されました。

このとき公布された郡区町村制により、現在の杉戸町を形成する大部分の村は北葛飾郡に、泉地区の村々は中葛飾郡に編入されました。

同年9月には、内務省の布達で郡内に郡役所を設けることになり、翌12年4月に北葛飾郡と中葛飾郡を合わせて、郡役所を杉戸宿の旧第6区々務所内(宝性院を借用)に置いて事務を取り扱いました。

その後新庁舎を清地村に建設して移転しました。

その時期について清地村の「戸長文書」には次のように記されています。

「郡役所新築明治13年(1880)6月より、役所開き同年11月23日、敷地4反9歩(4030平方メートル)」とあります。

なお、建物の面積は不明でした。

では、当時の関係史料の幾つかを紹介しましょう。

### 史料1

#### 当郡御役所御新築に付き献金御願ひ

1金 100円也

内金 50円 8月24日納

同 50円 10月31日納済

右は、私儀御管下北葛飾郡清地村に出生仕まつり、先年東京府下に移転し商業相営み罷り在り候処、今般北中葛飾郡役所位置清地村へ相定められ、追々建築御着手にも相成るべき趣を傳承仕まつり、実に同村人民の幸福は勿論私儀も元より郷里の儀

に付き、深く感喜罷り在り就いては些少なから前書きの金額献納候間、該御新築の途に御差し加え下されたく此の段御願ひ上げ候なり。

明治13年5月27日

東京日本橋区堺町2番地

高橋常吉代理

北葛飾郡清地村

井上 直五郎

埼玉県令 白根多助殿

史料2

献納人足の儀に付き御願ひ

北葛飾郡清地村

1、人足206人

此の賃金41円20銭

右は、今般本郡役所新築に付き、右人員工夫の内へ差し出したく候に付き、此の通り御聞き済み成し下されたく願ひ上げ候なり。

明治13年10月25日

右 村

惣代人 佐藤太右衛門

〃 関口式右衛門

戸 長 深井 兵 治

埼玉県令 白根多助殿

史料3

武蔵国北葛飾郡

清地村一同

北葛飾、中葛飾郡役所建築に付き、人夫206人差し出し候  
奇特に付き、其の賞として木盃1個下賜候事。

明治14年10月15日

埼玉 県

史料4

献納金

1. 金200円 佐藤太右衛門

1. 金100円 高橋 常 吉

外に敷地献納兩人

1. 金 30円 関口式右衛門

1. 金 10円 深井 伊一郎

1. 金 10円 鈴木 元 益

1. 金 7円 大作 浅 蔵

1. 金 10円 高橋 久五郎

合計360円也

## 埼玉県郡役所

北足立・新座郡役所	北足立郡浦和宿
入間・高麗郡役所	入間郡川越町
比企・横見郡役所	比企郡松山町
秩父郡役所	秩父郡大宮郷（秩父市）
児玉・加美郡役所	児玉郡本庄宿
那加	
大里・幡羅郡役所	大里郡熊谷宿
榛沢・男衾	
北埼玉郡役所	北埼玉郡行田町
南埼玉郡役所	南埼玉郡岩槻町
北葛飾郡役所	北葛飾郡杉戸町

参考、 深井家文書

文献資料調査の実務 木村 礎編 柏書房  
埼玉県地名大辞典 角川出版社

## あ と が き

郷土の歴史を知りたいと思い史料や文献を集めて勉強をはじめ、同時に古老からの聞き書きもし、古文書の勉強もしました。

幸にして良き指導者にめぐまれ大分読めるようになりました。

そこで我が家の古文書の解読を試み、乏しい知識と勤めの合間でしたが、書き溜めたメモが大分溜まりました。

昭和55年8月末に定年退職をし自由の身になり、早いものでこの勉強をはじめから10余年になります。この機会にメモをもとにして書き直したら400字詰の原稿用紙で500枚ほどになりました。

昨年ワープロを購入したので、その勉強がてらこの原稿をさらに練り直してまとめました。

まだ書かなければならないものはたくさんあります。しかし、史料不足というか調査不足というか、いや力量不足でこんな形で終わりました。近代についてはまたの機会にしたいとおもいます。

とても一人ではできないし、また誤謬もでてくるでしょう。

今回は勉強の第一歩ということで、ご理解いただければ幸いです。

昭和63年文化の日